

雨水浸透阻害行為許可等のための
雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針
(巴川流域編)

第3回改訂

対 比 表

技術指針（平成30年4月）

改訂（案）

備考

雨水浸透阻害行為許可等のための
雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針
（巴川流域編）



平成30年4月 改訂



雨水浸透阻害行為許可等のための
雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針
（巴川流域編）



令和4年4月 改訂



改訂年月の修正

技術指針（平成 30 年 4 月）	改訂（案）	備考
<p style="text-align: right;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>1. 摘要</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針（巴川流域編）」は、平成 21 年 4 月 1 日付けで特定都市河川流域に指定された二級河川巴川流域において、雨水浸透阻害行為の許可等のための対策工事において実施される、雨水貯留浸透施設の設計・施工及び維持管理についての技術的指針を示すことにより、特定都市河川浸水被害対策法の適正な運用を図ることを目的とするものである。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>1.1 本技術指針の目的</p> <p>平成15年 6 月 11 日に公布、平成16年 5 月 15 日に施行された特定都市河川浸水被害対策法第 3 条第 1 項及び第 3 項により、平成21年 4 月 1 日、二級河川巴川が特定都市河川に指定され、併せて二級河川巴川流域が特定都市河川流域に指定された。これにより二級河川巴川流域内における雨水浸透阻害行為について許可等が必要となった。</p> <p>雨水浸透阻害行為の許可等に当たっては、法第 11 条により技術的基準に従った対策工事（雨水貯留浸透施設）の設置が必要である。</p> <p>対策工事の技術的基準については、法令によるものの他、「特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（平成 16 年 5 月）」及び「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（案）（平成 17 年 3 月）」に示されているが、これらは、「貯留施設」の技術的基準を示すにとどまっており、「浸透施設」の技術的基準については、「増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案）（雨水貯留浸透技術協会編）」、「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説（日本宅地開発協会編集）」及び「下水道雨水浸透技術マニュアル（下水道新技術推進機構）」を参考に合理的な方法を用いることとしている。</p> <p>なお、浸透施設の設計に必要な飽和透水係数の設定にあたっては、現地実験を標準とする。</p> <p>本技術指針は、法令等やガイドライン等による技術基準はもとより、浸透施設の技術基準を巴川流域に適用することにより、雨水浸透阻害行為の許可等のための雨水貯留浸透施設の設計・施工についての技術的指針を巴川流域編としてとりまとめたものである。</p> <p>1.2 適用の範囲</p> <p>本技術指針は、二級河川巴川流域（静岡県告示第 107 号）内の雨水浸透阻害行為の許可等のための対策工事に適用するものとするが、道路の透水性舗装に関しては、「道路路面雨水処理マニュアル（案）（平成 17 年 6 月）土木研究所資料」を適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-1</p>	<p style="text-align: right;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>1. 摘要</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針（巴川流域編）」は、平成 21 年 4 月 1 日付けで特定都市河川流域に指定された二級河川巴川流域において、雨水浸透阻害行為の許可等のための対策工事において実施される、雨水貯留浸透施設の設計・施工及び維持管理についての技術的指針を示すことにより、特定都市河川浸水被害対策法の適正な運用を図ることを目的とするものである。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>1.1 本技術指針の目的</p> <p>平成15年 6 月 11 日に公布、平成16年 5 月 15 日に施行された特定都市河川浸水被害対策法第 3 条第 1 項及び第 3 項により、平成21年 4 月 1 日、二級河川巴川が特定都市河川に指定され、併せて二級河川巴川流域が特定都市河川流域に指定された。これにより二級河川巴川流域内における雨水浸透阻害行為について許可等が必要となった。</p> <p>雨水浸透阻害行為の許可等に当たっては、法第 32 条により技術的基準に従った対策工事（雨水貯留浸透施設）の設置が必要である。</p> <p>対策工事の技術的基準については、法令によるものの他、「特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（平成 16 年 5 月）」及び「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（案）（平成 17 年 3 月）」に示されているが、これらは、「貯留施設」の技術的基準を示すにとどまっており、「浸透施設」の技術的基準については、「増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案）（雨水貯留浸透技術協会編）」、「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説（日本宅地開発協会編集）」及び「下水道雨水浸透技術マニュアル（下水道新技術推進機構）」を参考に合理的な方法を用いることとしている。</p> <p>なお、浸透施設の設計に必要な飽和透水係数の設定にあたっては、現地実験を標準とする。</p> <p>本技術指針は、法令等やガイドライン等による技術基準はもとより、浸透施設の技術基準を巴川流域に適用することにより、雨水浸透阻害行為の許可等のための雨水貯留浸透施設の設計・施工についての技術的指針を巴川流域編としてとりまとめたものである。</p> <p>1.2 適用の範囲</p> <p>本技術指針は、二級河川巴川流域（静岡県告示第 107 号）内の雨水浸透阻害行為の許可等のための対策工事に適用するものとするが、道路の透水性舗装に関しては、「道路路面雨水処理マニュアル（案）（平成 17 年 6 月）土木研究所資料」を適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-1</p>	<p style="text-align: center;">法改正に伴う条番号の修正</p>

技術指針（平成30年4月）	改訂（案）	備考
<p style="text-align: right;">第1章 総則</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>■ 特定都市河川</p> <p>①都市部を流れる河川（河川法第3条第1項に規定する一級河川と二級河川をいう。以下同じ）であること</p> <p>②その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあること</p> <p>③河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難であること のいずれの要件にも該当する河川のうち、国土交通大臣又は都道府県知事が特定都市河川浸水被害対策法の規定により区間（河川法に規定する河川の区間とは必ずしも一致しない）を限って指定するものをいう。[法§2①]</p> <p>■ 特定都市河川流域</p> <p>特定都市河川の流域として国土交通大臣又は都道府県知事（巴川流域では静岡市長）が法第3条の規定により指定するものをいい、特定都市河川の流域を超えて特定都市下水道の排水区域がある場合、当該排水区域も特定都市河川流域に含まれる。[法§2②]</p> <p>■ 貯留施設</p> <p>貯留施設とは、浸水被害の防止を図るために雨水を一時的に貯留する施設であり、オフサイト貯留とオンサイト貯留に分類される。施設の構造としては、オープン型、地下調整池型、貯留管型がある。</p> <p>オフサイト貯留：河川、下水道、水路等によって雨水を集水した後にこれを貯留し、流出を抑制するものをいう。遊水地や防災調整池等。</p> <p>オンサイト貯留：雨が降った場所（現地）で貯留し、雨水の流出を抑制するもので現地貯留ともいう。公園、運動場、駐車場、集合住宅の棟間等の貯留施設、各戸貯留施設等。</p> <p>■ 雨水貯留浸透施設</p> <p>雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするもの[法§2⑥]をいい、防災調整池、保全調整池、管理協定調整池を含むものであり、国、地方公共団体、民間等の設置主体を問わない。具体的には調整池、貯留槽、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装、浸透池、浸透井が該当する。</p> <p>■ 防災調整池</p> <p>雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時的に貯留する機能を有する施設であって、河川管理者、下水道管理者以外の者が設置するものをいう。（法第9条の許可を受けて行う法第10条第1項第3号に規定する対策工事により設置されるものを除く。）[法§2⑦]</p> <p>なお、防災調整池は以下の全ての要件に該当しているものをいう。</p> <p>① 宅地開発等指導要綱に基づくか、又は宅地開発等指導要綱に基づかなくとも地方公共団体の指導等により設置されたもの。</p> <p>② 浸水被害の防止の目的をもって人工的に設置されたもの。</p> <p style="text-align: center;">1-2</p>	<p style="text-align: right;">第1章 総則</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>■ 特定都市河川</p> <p>①都市部を流れる河川（河川法第3条第1項に規定する一級河川と二級河川をいう。以下同じ）であること</p> <p>②その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあること</p> <p>③河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状態若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難であること のいずれの要件にも該当する河川のうち、国土交通大臣又は都道府県知事が特定都市河川浸水被害対策法の規定により区間（河川法に規定する河川の区間とは必ずしも一致しない）を限って指定するものをいう。[法§2①]</p> <p>■ 特定都市河川流域</p> <p>特定都市河川の流域として国土交通大臣又は都道府県知事（巴川流域では静岡市長）が法第3条の規定により指定するものをいい、特定都市河川の流域を超えて特定都市下水道の排水区域がある場合、当該排水区域も特定都市河川流域に含まれる。[法§2②]</p> <p>■ 貯留施設</p> <p>貯留施設とは、浸水被害の防止を図るために雨水を一時的に貯留する施設であり、オフサイト貯留とオンサイト貯留に分類される。施設の構造としては、オープン型、地下調整池型、貯留管型がある。</p> <p>オフサイト貯留：河川、下水道、水路等によって雨水を集水した後にこれを貯留し、流出を抑制するものをいう。遊水地や防災調整池等。</p> <p>オンサイト貯留：雨が降った場所（現地）で貯留し、雨水の流出を抑制するもので現地貯留ともいう。公園、運動場、駐車場、集合住宅の棟間等の貯留施設、各戸貯留施設等。</p> <p>■ 雨水貯留浸透施設</p> <p>雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするもの[法§2⑥]をいい、防災調整池、保全調整池、管理協定調整池を含むものであり、国、地方公共団体、民間等の設置主体を問わない。具体的には調整池、貯留槽、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装、浸透池、浸透井が該当する。</p> <p>■ 防災調整池</p> <p>雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時的に貯留する機能を有する施設であって、河川管理者、下水道管理者以外の者が設置するものをいう。（法第30条の許可を受けて行う法第31条第1項第3号に規定する対策工事により設置されるものを除く。）[法§2⑦]</p> <p>なお、防災調整池は以下の全ての要件に該当しているものをいう。</p> <p>① 宅地開発等指導要綱に基づくか、又は宅地開発等指導要綱に基づかなくとも地方公共</p> <p style="text-align: center;">1-2</p>	<p style="text-align: center; vertical-align: middle;">特定都市河川の 指定要件の変更</p>

技術指針（平成30年4月）	改訂（案）	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>③ 防災調整池の敷地の所有者及び管理者が、洪水調節等を目的として設置されていると認識し、管理しているもの。</p> <p>■ 保全調整池 防災調整池のうち、法第23条の規定により指定されるものをいい、100m³以上の防災調整池を都道府県知事が指定することができる。[法§2⑧] なお、保全調整池の規模要件は、当該防災調整池の形状寸法による貯留容量についてのみである（浸透量は要件に含まれない）。</p> <p>■ 宅地等 「宅地等」とは、法第2条第9項に定める宅地、池沼、水路、ため池、道路の他、令第1条で定める鉄道線路、飛行場をいう。[法§2⑨]</p> <p>■ 宅地（①） 宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものであり、土地登記簿に記載された地目を参考に判断すること。 イ 現況において、建物の用に供している土地。 ロ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。 ハ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。</p> <p>■ 池沼、水路及びため池（②） 常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。</p> <p>■ 道路（③） 一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道を含む。）をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路かどうかを問わない。</p> <p>■ 鉄道線路（④） 鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。</p> <p>■ 飛行場（⑤） 飛行場は空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。</p> <p>■ 排水施設が整備されたゴルフ場（⑥） 排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。</p> <p style="text-align: center;">1-3</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>団体の指導等により設置されたもの。 ② 浸水被害の防止の目的をもって人工的に設置されたもの。 ③ 防災調整池の敷地の所有者及び管理者が、洪水調節等を目的として設置されていると認識し、管理しているもの。</p> <p>■ 保全調整池 防災調整池のうち、法第44条の規定により指定されるものをいい、100m³以上の防災調整池を都道府県知事等が指定することができる。[法§2⑧] なお、保全調整池の規模要件は、当該防災調整池の形状寸法による貯留容量についてのみである（浸透量は要件に含まれない）。</p> <p>■ 宅地等 「宅地等」とは、法第2条第9項に定める宅地、池沼、水路、ため池、道路の他、令第1条で定める鉄道線路、飛行場をいう。[法§2⑨]</p> <p>■ 宅地（①） 宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものであり、土地登記簿に記載された地目を参考に判断すること。 イ 現況において、建物の用に供している土地。 ロ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。 ハ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。</p> <p>■ 池沼、水路及びため池（②） 常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。</p> <p>■ 道路（③） 一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道を含む。）をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路かどうかを問わない。</p> <p>■ 鉄道線路（④） 鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。</p> <p>■ 飛行場（⑤） 飛行場は空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。</p> <p style="text-align: center;">1-3</p>	<p>法改正に伴う条番号の修正</p> <p>法改正による修正</p>

技術指針（平成30年4月）	改訂（案）	備考
<p style="text-align: right;">第1章 総則</p> <p>をいい、雨水貯留浸透施設の設置工事とその他の雨水の流出抑制工事に区分される。〔法 § 10①(3)〕</p> <p>■ 地表面貯留 雨水を地表面に貯留することをいい、棟間・公園・運動場等の表面を利用し、浅く掘り込んだり、小堤を築いたりして貯留する。</p> <p>■ 地下貯留 地下に貯留槽を設け、これに雨水を導入するもので、貯留施設の上部は、種々の利用が可能となる。</p> <p>■ 棟間貯留 集合住宅の棟間に貯留することをいう。</p> <p>■ 公園貯留 公園用地内の池・運動広場等に貯留することをいう。</p> <p>■ 校庭貯留 小、中学校・高等学校等の教育施設用地の屋外運動場に貯留することをいう。</p> <p>■ 各戸貯留 戸建て住宅の敷地内に雨水を貯留することをいう。</p> <p style="text-align: center;">1-5</p>	<p style="text-align: right;">第1章 総則</p> <p>■ 対策工事 法30条の雨水浸透阻害行為の許可に関して、雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために自ら行う工事をいい、雨水貯留浸透施設の設置工事とその他の雨水の流出抑制工事に区分される。〔法 § 31①(3)〕</p> <p>■ 地表面貯留 雨水を地表面に貯留することをいい、棟間・公園・運動場等の表面を利用し、浅く掘り込んだり、小堤を築いたりして貯留する。</p> <p>■ 地下貯留 地下に貯留槽を設け、これに雨水を導入するもので、貯留施設の上部は、種々の利用が可能となる。</p> <p>■ 棟間貯留 集合住宅の棟間に貯留することをいう。</p> <p>■ 公園貯留 公園用地内の池・運動広場等に貯留することをいう。</p> <p>■ 校庭貯留 小、中学校・高等学校等の教育施設用地の屋外運動場に貯留することをいう。</p> <p>■ 各戸貯留 戸建て住宅の敷地内に雨水を貯留することをいう。</p> <p style="text-align: center;">1-5</p>	<p style="text-align: center;">法改正に伴う条番号の修正</p>

技術指針（平成30年4月）

改訂（案）

備考

第1章 総則

第1章 総則

3. 関連技術基準等

3. 関連技術基準等

図書名	作成機関	年月	本技術指針における略称
特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン	国土交通省都市・地域整備局下水道部、河川局	H16.5	ガイドライン
解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（案）	財団法人 国土技術研究センター	H17.3	ガイドライン
増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案） 調査・計画編	社団法人 雨水貯留浸透技術協会	H18.9	
増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案） 設計・施工・維持管理編	社団法人 雨水貯留浸透技術協会	H19.7	
増補改訂 流域貯留施設等技術指針（案）	社団法人 雨水貯留浸透技術協会	H19.3	
宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説	社団法人 日本宅地開発協会	H10.2	
下水道雨水浸透施設技術マニュアル	財団法人 下水道新技術推進機構	H13.6	
下水道排水設備指針と解説	社団法人 日本下水道協会	H16	
道路路面雨水処理マニュアル（案）	独立行政法人 土木研究所	H17.6	
浸透型流出抑制施設の現地浸透能力調査マニュアル試案	(旧)建設省土木研究所	S59.8	
防災調節池等技術基準（案）解説と設計実例	社団法人 日本河川協会	H19.9	

図書名	作成機関	年月	本技術指針における略称
特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン	国土交通省都市・地域整備局下水道部、河川局	H16.5	ガイドライン
解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（案）	一般財団法人 国土技術研究センター	H17.3	ガイドライン
増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案） 調査・計画編	公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会	H18.9	
増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案） 構造・施工・維持管理編	公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会	H19.7	
増補改訂 流域貯留施設等技術指針（案）	公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会	H19.3	
宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説	社団法人 日本宅地開発協会	H10.2	
下水道雨水浸透施設技術マニュアル	公益財団法人 日本下水道新技術推進機構	H13.6	
下水道排水設備指針と解説	公益社団法人 日本下水道協会	H28	
道路路面雨水処理マニュアル（案）	国立研究開発独立行政法人 土木研究所	H17.6	
浸透型流出抑制施設の現地浸透能力調査マニュアル試案	(旧)建設省土木研究所	S59.8	
防災調節池等技術基準（案）解説と設計実例	公益社団法人 日本河川協会	H19.9	

誤記の修正

最新版への改訂

技術指針（平成30年4月）

第2章 雨水浸透阻害行為について

第2章 雨水浸透阻害行為について

1 特定都市河川流域

特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項及び第3項により、平成21年4月1日、二級河川巴川が特定都市河川に指定され、併せて二級河川巴川流域が特定都市河川流域に指定された。

同法第9条により、特定都市河川流域内の宅地以外の土地において、雨水浸透阻害行為を行おうとする者は、あらかじめ、静岡市長の許可を受けなければならない。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる特定都市河川流域については、右図に示すとおりであるが、流域界付近の詳細については静岡市に備え置く1/2,500流域図（一部の山間地域は1/10,000流域図）により確認すること。

雨水浸透阻害行為による流域変更は、基本的に行なわないものとするが、やむを得ない場合については、他流域もしくは自流域への流出増がないように調整池を設置するものとし、1,000㎡未満の流域変更については、流域変更の取り扱いをしないもの（軽微な変更）とする。

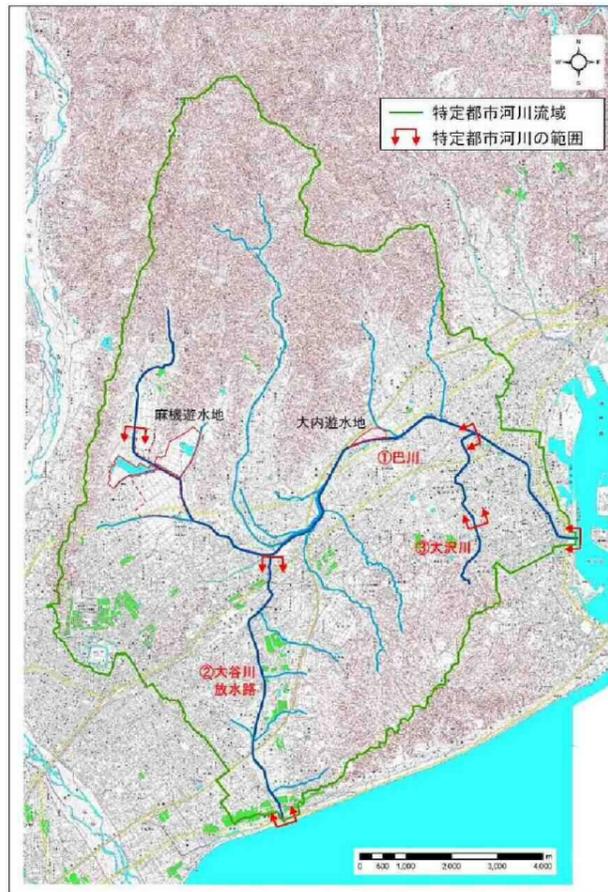


図2-1 巴川流域図

2-1

改訂（案）

第2章 雨水浸透阻害行為について

第2章 雨水浸透阻害行為について

1 特定都市河川流域

特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項及び第3項により、平成21年4月1日、二級河川巴川が特定都市河川に指定され、併せて二級河川巴川流域が特定都市河川流域に指定された。

同法第30条により、特定都市河川流域内の宅地以外の土地において、雨水浸透阻害行為を行おうとする者は、あらかじめ、静岡市長の許可を受けなければならない。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる特定都市河川流域については、右図に示すとおりであるが、流域界付近の詳細については静岡市に備え置く1/2,500流域図（一部の山間地域は1/10,000流域図）により確認すること。

雨水浸透阻害行為による流域変更は、基本的に行なわないものとするが、やむを得ない場合については、他流域もしくは自流域への流出増がないように調整池を設置するものとし、1,000㎡未満の流域変更については、流域変更の取り扱いをしないもの（軽微な変更）とする。

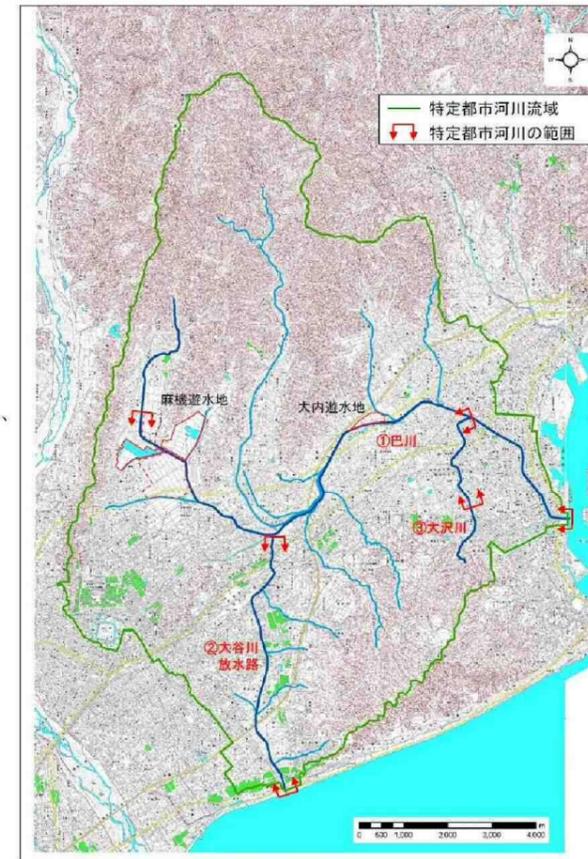


図2-1 巴川流域図

2-1

備考

法改正に伴う条番号の修正

第2章 雨水浸透阻害行為について

第2章 雨水浸透阻害行為について

2 行為の類型

2 行為の類型

雨水浸透阻害行為の許可を要する行為は、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして次に掲げる行為のうち、1,000㎡以上のものをいう。

雨水浸透阻害行為の許可を要する行為は、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして次に掲げる行為のうち、1,000㎡以上のものをいう。

- (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- (2) 土地の舗装（コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うことをいい、(1)に該当するものを除く。なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。）
- (3) (1)及び(2)のほか、土地からの流出雨量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。）を増加させるおそれのある次の行為
 - ① ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為
 - ② ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地で行われる行為を除く。）

- (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- (2) 土地の舗装（コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うことをいい、(1)に該当するものを除く。なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。）
- (3) (1)及び(2)のほか、土地からの流出雨量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。）を増加させるおそれのある次の行為
 - ① ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為
 - ② ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地で行われる行為を除く。）

【解説】

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる行為を判断するにあたっての土地利用区分の判断方法は、ガイドライン及び解説・ガイドラインを参考とするものとするが、行為前、行為後の土地利用による判定は次の図2-2を参考にする。

雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる行為を判断するにあたっての土地利用区分の判断方法は、ガイドライン及び解説・ガイドラインを参考とするものとするが、行為前、行為後の土地利用による判定は次の図2-2を参考にする。

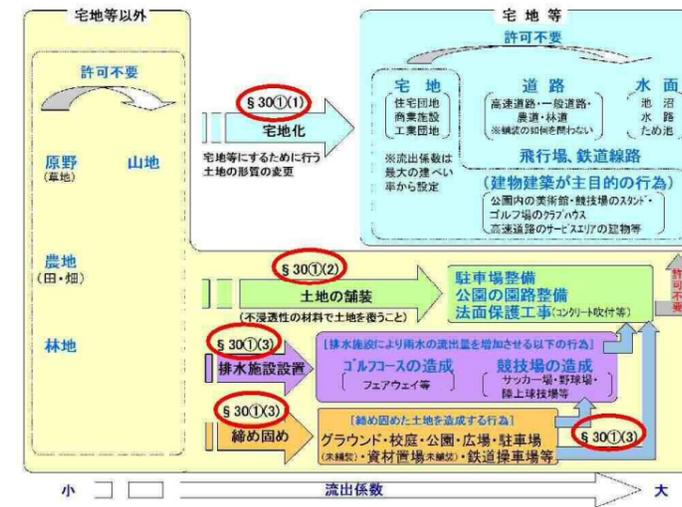
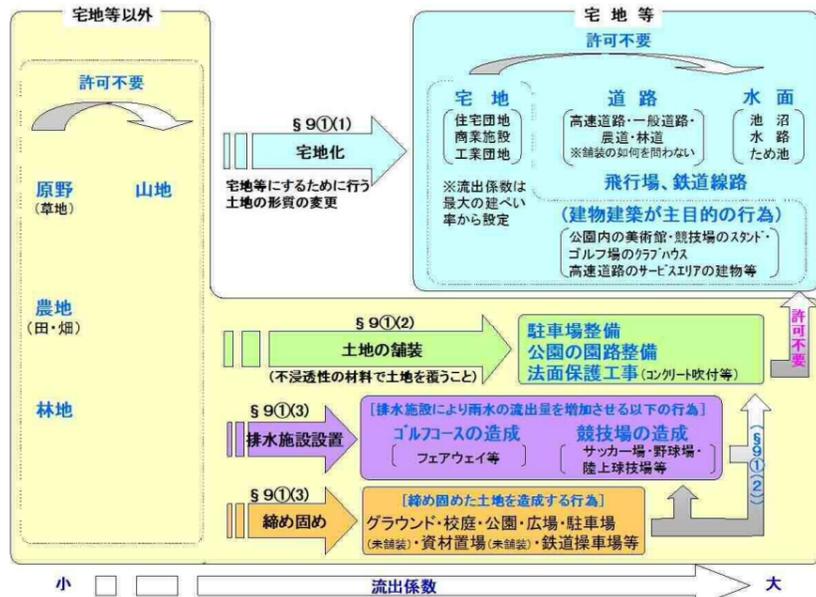


図2-2 許可の対象となる雨水浸透阻害行為

図2-2 許可の対象となる雨水浸透阻害行為

2-2

2-2

法改正に伴う条番号の修正

技術指針（平成30年4月）

改訂（案）

備考

第2章 雨水浸透阻害行為について

第2章 雨水浸透阻害行為について

3 行為の規模

3 行為の規模

雨水浸透阻害行為の面積の算定は、開発行為等の区域のうち、雨水浸透阻害行為を行おうとする宅地等以外の土地の全体面積によるものとし、規則第6条第4項に規定する現況地形図及び土地利用計画図により算定することを標準とすること。
 なお、面積は鉛直投影面積とすること。

雨水浸透阻害行為の面積の算定は、開発行為等の区域のうち、雨水浸透阻害行為を行おうとする宅地等以外の土地の全体面積によるものとし、規則第16条第4項に規定する現況地形図及び土地利用計画図により算定することを標準とすること。
 なお、面積は鉛直投影面積とすること。

【解説】

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可が必要となる規模要件は、一つの開発行為と見なすことができる開発区域の範囲において、複数の分散した雨水浸透阻害行為の区域の合計面積とする。（図2-3参照）

雨水浸透阻害行為の許可が必要となる規模要件は、一つの開発行為と見なすことができる開発区域の範囲において、複数の分散した雨水浸透阻害行為の区域の合計面積とする。（図2-3参照）

巴川流域においては、区域の合計面積が1,000㎡以上の行為を許可対象とする。

巴川流域においては、区域の合計面積が1,000㎡以上の行為を許可対象とする。

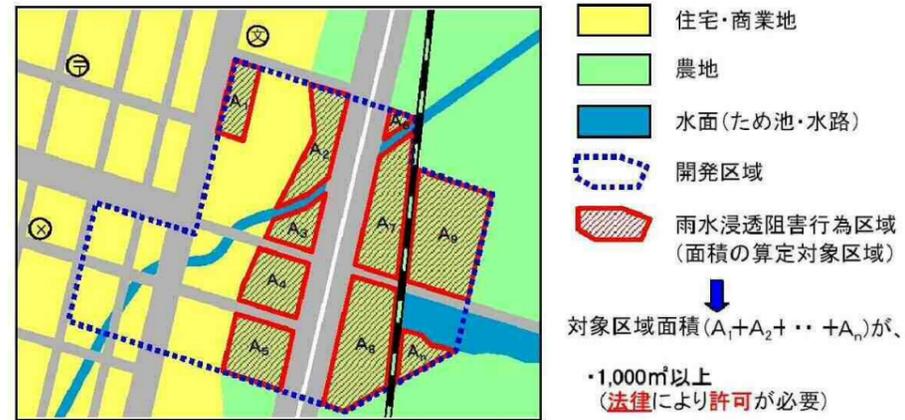
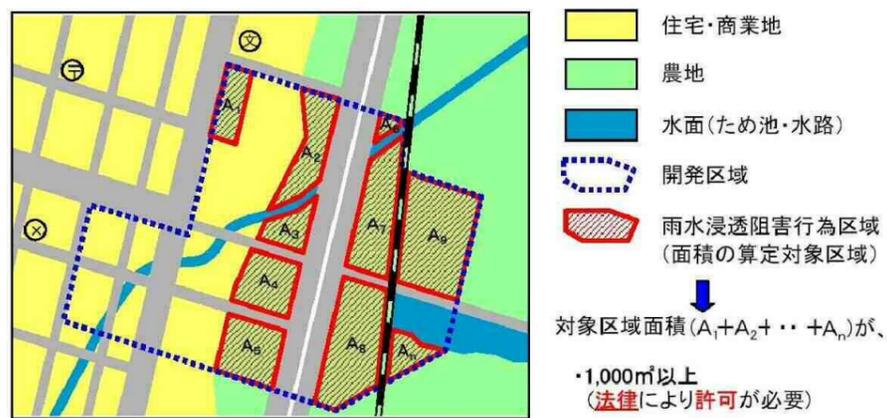


図2-3 許可が必要となる規模要件

図2-3 許可が必要となる規模要件

法改正に伴う条番号の修正

技術指針（平成30年4月）

改訂（案）

備考

第3章 雨水貯留浸透施設設計にあたっての条件設定

第3章 雨水貯留浸透施設設計にあたっての条件設定

2 雨水浸透阻害行為面積の算定

2 雨水浸透阻害行為面積の算定

雨水浸透阻害行為の面積の算定は、開発行為等の区域のうち、雨水浸透阻害行為を行おうとする宅地等以外の土地の全体面積によるものとし、規則第6条第4項に規定する現況地形図及び土地利用計画図により算定することを標準とすること。
 なお、面積は鉛直投影面積とすること。

雨水浸透阻害行為の面積の算定は、開発行為等の区域のうち、雨水浸透阻害行為を行おうとする宅地等以外の土地の全体面積によるものとし、規則第16条第4項に規定する現況地形図及び土地利用計画図により算定することを標準とすること。
 なお、面積は鉛直投影面積とすること。

【解説】

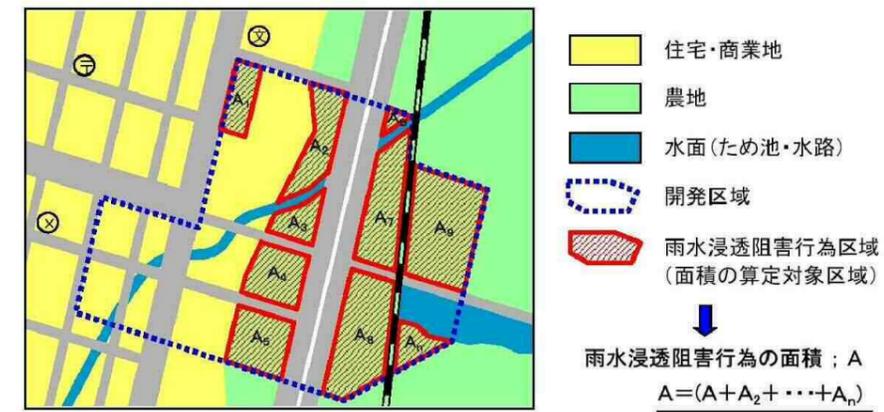
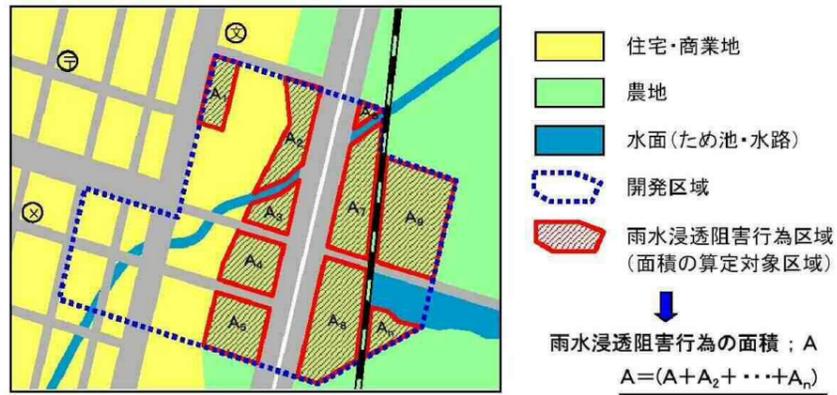
【解説】

雨水浸透阻害行為は、宅地等（宅地、池沼、水路及びため池、道路等）については既に雨水の流出率が高くなっている土地として、当該土地における行為は対象とならないため、ケースによっては一つの開発行為における雨水浸透阻害行為の区域は必ずしも連続せず点在することも想定される。

雨水浸透阻害行為は、宅地等（宅地、池沼、水路及びため池、道路等）については既に雨水の流出率が高くなっている土地として、当該土地における行為は対象とならないため、ケースによっては一つの開発行為における雨水浸透阻害行為の区域は必ずしも連続せず点在することも想定される。

この場合の雨水浸透阻害行為の許可が必要となる規模要件は、一つの開発行為として見なすことが出来る開発区域の範囲において、複数の分散した雨水浸透阻害行為の区域の合計面積とし、図3-1のとおり算定する。

この場合の雨水浸透阻害行為の許可が必要となる規模要件は、一つの開発行為として見なすことが出来る開発区域の範囲において、複数の分散した雨水浸透阻害行為の区域の合計面積とし、図3-1のとおり算定する。



3 流出係数

3 流出係数

流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数は、平成16年度国土交通省告示第521号別表1から別表4によるものとする。

流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数は、平成16年度国土交通省告示第521号別表1から別表4によるものとする。

【解説】

【解説】

1) 土地利用形態ごとの流出係数
 流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数の算定方法は、図3-2のとおり行為区域の流出係数を各行為区域の面積で加重平均して算出する。

1) 土地利用形態ごとの流出係数
 流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数の算定方法は、図3-2のとおり行為区域の流出係数を各行為区域の面積で加重平均して算出する。

法改正に伴う条番号の修正

第3章 雨水貯留浸透施設設計にあたっての条件設定

第3章 雨水貯留浸透施設設計にあたっての条件設定

表3-1 雨水浸透阻害行為許可対象行為判断表

表3-1 雨水浸透阻害行為許可対象行為判断表

【雨水浸透阻害行為 許可(申請)対象の行為判断表】

【雨水浸透阻害行為 許可(申請)対象の行為判断表】

行為前の土地利用形態	行為前の土地利用形態															
	宅地等(別表1)						舗装(別表2)		その他(別表3)				別表4(別表1から3以外)			
	宅地	池沼	水路	ため池	道路	鉄道線路	飛行場	コンクリート(法面除く)	コンクリート(法面)	ゴルフ場	運動場	ローンを利いて轉讓	山地	植生法面	林地、耕地、原野	増分
宅地	0.80	1.00	1.00	1.00	0.90	0.90	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20	
池沼	A	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	
水路	A	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	
ため池	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	1号	
道路	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	1号	
鉄道線路	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	1号	
飛行場	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	1号	
コンクリート(法面除く)	A	A	A	A	A	A	B	B	2号	2号	2号	2号	2号	2号	2号	
コンクリート(法面)	A	A	A	A	A	A	B	B	2号	2号	2号	2号	2号	2号	2号	
ゴルフ場	A	A	A	A	A	A	B	B	C	3号	3号	3号	3号	3号	3号	
運動場	A	A	A	A	A	A	B	B	3号	3号	3号	3号	3号	3号	3号	
ローンを利いて轉讓	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	3号	
山地	A	A	A	A	A	A	D	D	D	D	D	D	D	D	D	
植生法面	A	A	A	A	A	A	D	D	D	D	D	D	D	D	D	
林地、耕地、原野	A	A	A	A	A	A	D	D	D	D	D	D	D	D	D	

行為後の土地利用	行為前の土地利用形態															
	宅地等(別表1)						舗装(別表2)		その他(別表3)				別表4(別表1から3以外)			
	宅地	池沼	水路	ため池	道路	鉄道線路	飛行場	コンクリート(法面除く)	コンクリート(法面)	ゴルフ場	運動場	ローンを利いて轉讓	山地	植生法面	林地、耕地、原野	増分
宅地	0.80	1.00	1.00	1.00	0.90	0.90	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20	
池沼	A	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	
水路	A	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	
ため池	A	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	
道路	A	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	
鉄道線路	A	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	
飛行場	A	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	
コンクリート(法面除く)	A	A	A	A	A	A	A	B	B	2号	2号	2号	2号	2号	2号	
コンクリート(法面)	A	A	A	A	A	A	A	B	B	2号	2号	2号	2号	2号	2号	
ゴルフ場	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	3号	3号	3号	3号	3号	
運動場	A	A	A	A	A	A	A	B	B	3号	3号	3号	3号	3号	3号	
ローンを利いて轉讓	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	
山地	A	A	A	A	A	A	A	D	D	D	D	D	D	D	D	
植生法面	A	A	A	A	A	A	A	D	D	D	D	D	D	D	D	
林地、耕地、原野	A	A	A	A	A	A	A	D	D	D	D	D	D	D	D	

- 分類番号
- A: 従前の土地利用が“宅地等”であり、法第9条第1項に該当しない行為のため、許可(申請)不要
 - B: 法第9条、令第6条第2項に該当する行為のため、許可(申請)不要
 - C: 法第9条第1項第3号に該当しない行為のため、許可(申請)不要
 - D: 法第9条第1項各号に該当しない行為のため、許可(申請)不要
 - 1号: 法第9条第1項第1号に該当する行為のため、許可(申請)必要
 - 2号: 法第9条第1項第2号に該当する行為のため、許可(申請)必要
 - 3号: 法第9条第1項第3号に該当する行為のため、許可(申請)必要
- セルの凡例
- 分類番号
fの増分

- 分類番号
- A: 従前の土地利用が“宅地等”であり、法第30条第1項に該当しない行為のため、許可(申請)不要
 - B: 従前の土地利用が“舗装”であり、法第30条第1項に該当しない行為のため、許可(申請)不要
 - C: 法第30条第1項第3号に該当しない行為のため、許可(申請)不要
 - D: 法第30条第1項各号に該当しない行為のため、許可(申請)不要
 - 1号: 法第30条第1項第1号に該当する行為のため、許可(申請)必要
 - 2号: 法第30条第1項第2号に該当する行為のため、許可(申請)必要
 - 3号: 法第30条第1項第3号に該当する行為のため、許可(申請)必要
- セルの凡例
- 分類番号
fの増分

法改正に伴う条番号の修正

技術指針（平成 30 年 4 月）

改訂（案）

備考

第 4 章 貯留施設の設計

第 4 章 貯留施設の設計

第 2 節 調整池容量計算システムを利用した設計法

第 2 節 調整池容量計算システムを利用した設計法

1 調整池容量計算システムの特徴

1 調整池容量計算システムの特徴

「調整池容量計算システム（以下、本システムと表記する）」は、特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）の第 11 条に規定する技術的水準をふまえ、同法で指定する雨水浸透阻害行為の許可に関する対策工事としての雨水貯留浸透施設が技術的基準を満足するか否かの確認、またはどのような形状、性能の対策工事であれば技術的基準を満たすのかについての調整池容量計算を行うことが可能なシステムである。

「調整池容量計算システム（以下、本システムと表記する）」は、特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）の第 32 条に規定する技術的水準をふまえ、同法で指定する雨水浸透阻害行為の許可に関する対策工事としての雨水貯留浸透施設が技術的基準を満足するか否かの確認、またはどのような形状、性能の対策工事であれば技術的基準を満たすのかについての調整池容量計算を行うことが可能なシステムである。

本システムは、雨水貯留浸透施設としての調整池の規模容量、浸透施設の規模の算定に関して、降雨、行為区域、土地利用等の諸要素を自在かつ容易に取り扱うことができ、パソコンで運用可能なものとなっている。

本システムは、雨水貯留浸透施設としての調整池の規模容量、浸透施設の規模の算定に関して、降雨、行為区域、土地利用等の諸要素を自在かつ容易に取り扱うことができ、パソコンで運用可能なものとなっている。

【解説】

【解説】

調整池計算システムの概要

調整池計算システムの概要

調整池容量計算システム（Microsoft Excel 版）、許可申請図書様式集及びマニュアルは下記ホームページから入手可能である。

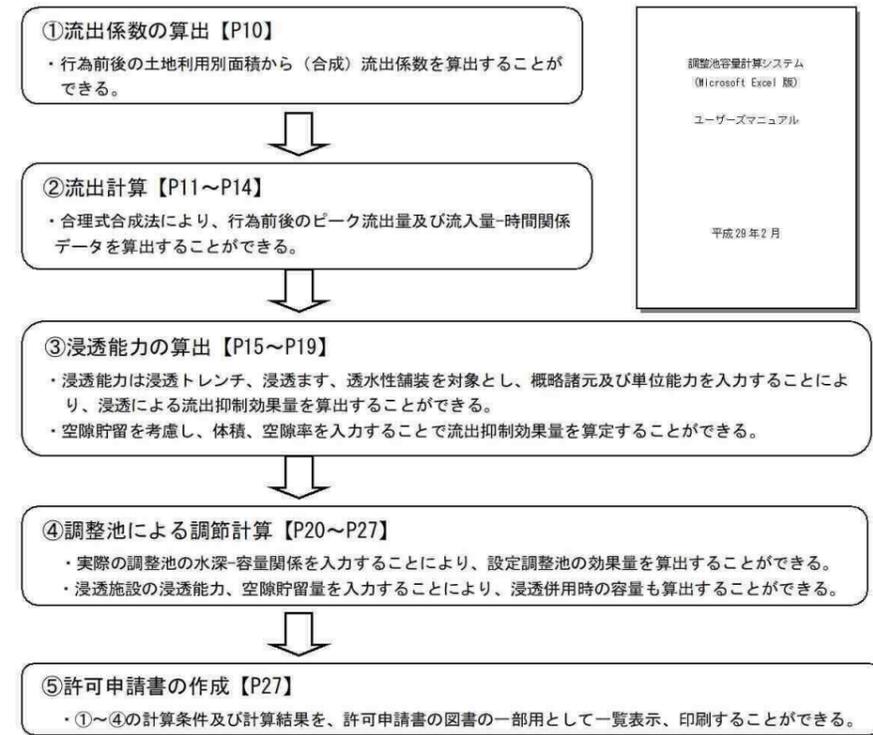
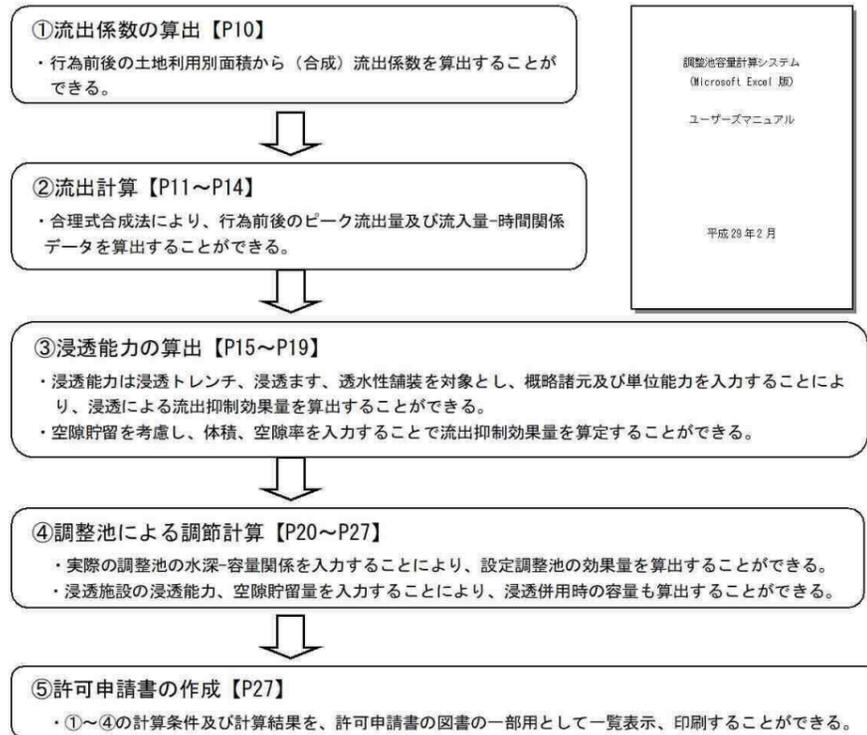
調整池容量計算システム（Microsoft Excel 版）、許可申請図書様式集及びマニュアルは下記ホームページから入手可能である。

国土交通省水管理・国土保全局 指針・マニュアル・ガイドライン等 調整池容量計算システム

国土交通省水管理・国土保全局 指針・マニュアル・ガイドライン等 調整池容量計算システム

詳細な運用については、「調整池容量計算システム（Microsoft Excel 版）ユーザーズマニュアル」を参照するものとする。以下にシステムの概略フローとマニュアルにおける参照頁を示す。

詳細な運用については、「調整池容量計算システム（Microsoft Excel 版）ユーザーズマニュアル」を参照するものとする。以下にシステムの概略フローとマニュアルにおける参照頁を示す。



法改正に伴う条番号の修正

技術指針（平成30年4月）

改訂（案）

備考

第6章 許可申請の流れと申請書類

第6章 許可申請の流れと申請書類

第6章 許可申請の流れと申請書類

第6章 許可申請の流れと申請書類

1 申請・許可等の事務手続きの流れ

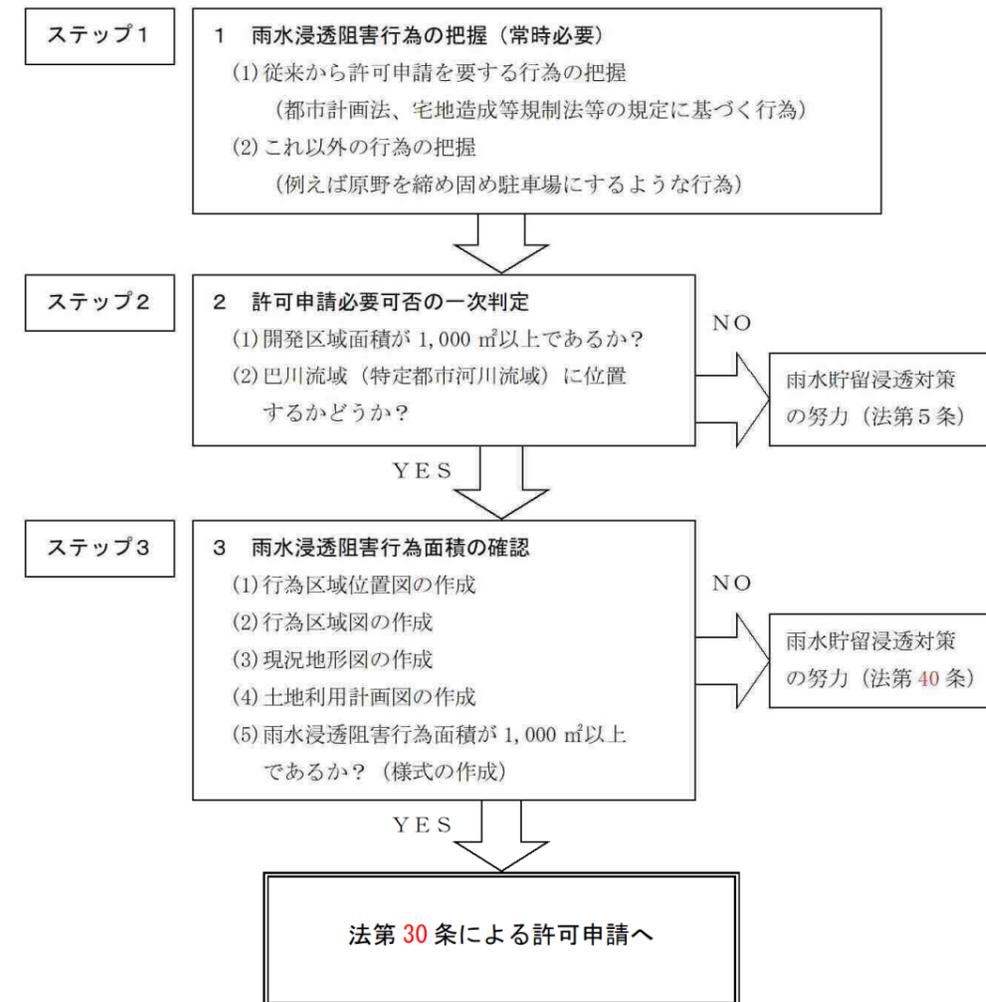
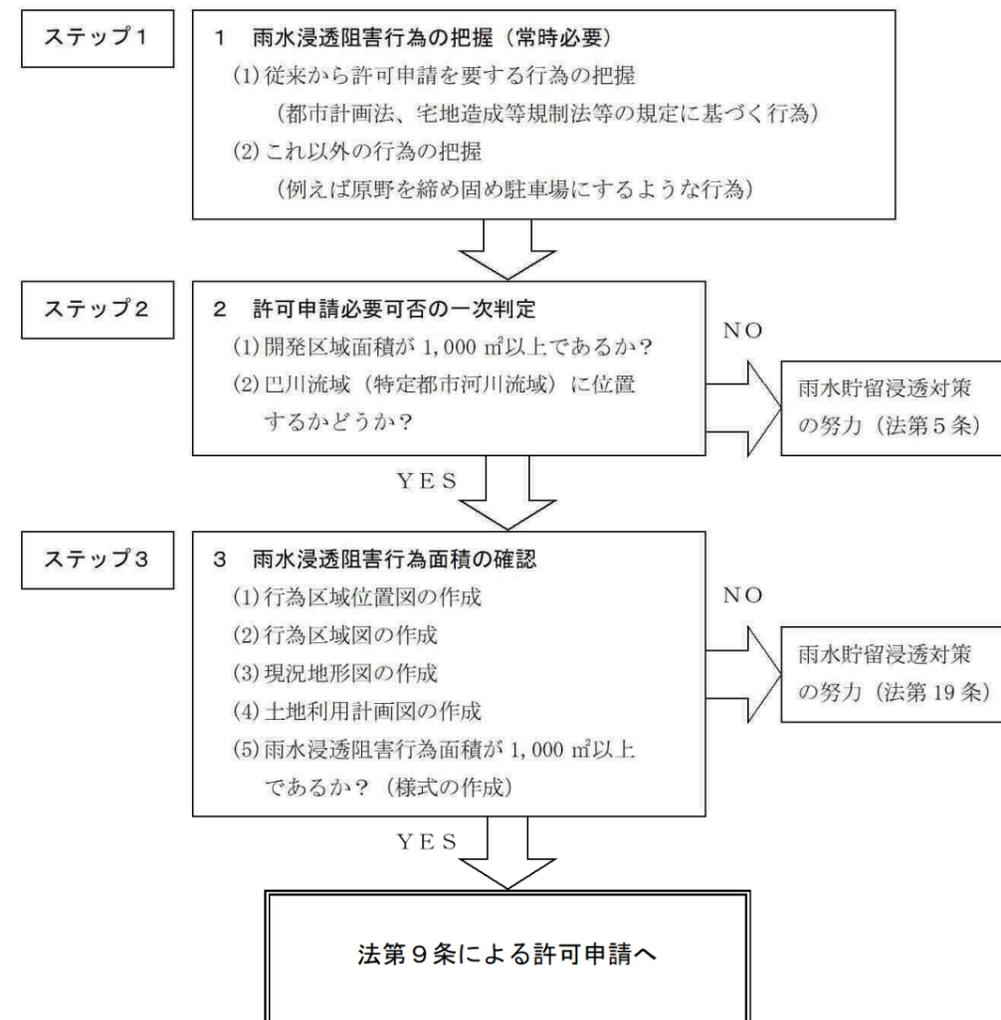
1 申請・許可等の事務手続きの流れ

流域内で雨水浸透阻害行為を行おうとする者は、雨水浸透阻害行為面積を確認し、1,000㎡以上の場合であれば許可申請手続きに進み、国土交通省令で定める申請書を静岡市長に提出しなければならない。

流域内で雨水浸透阻害行為を行おうとする者は、雨水浸透阻害行為面積を確認し、1,000㎡以上の場合であれば許可申請手続きに進み、国土交通省令で定める申請書を静岡市長に提出しなければならない。

1.1 雨水浸透阻害行為面積の確認までの手続きフロー

1.1 雨水浸透阻害行為面積の確認までの手続きフロー



法改正に伴う条番号の修正

技術指針（平成 30 年 4 月）

改訂（案）

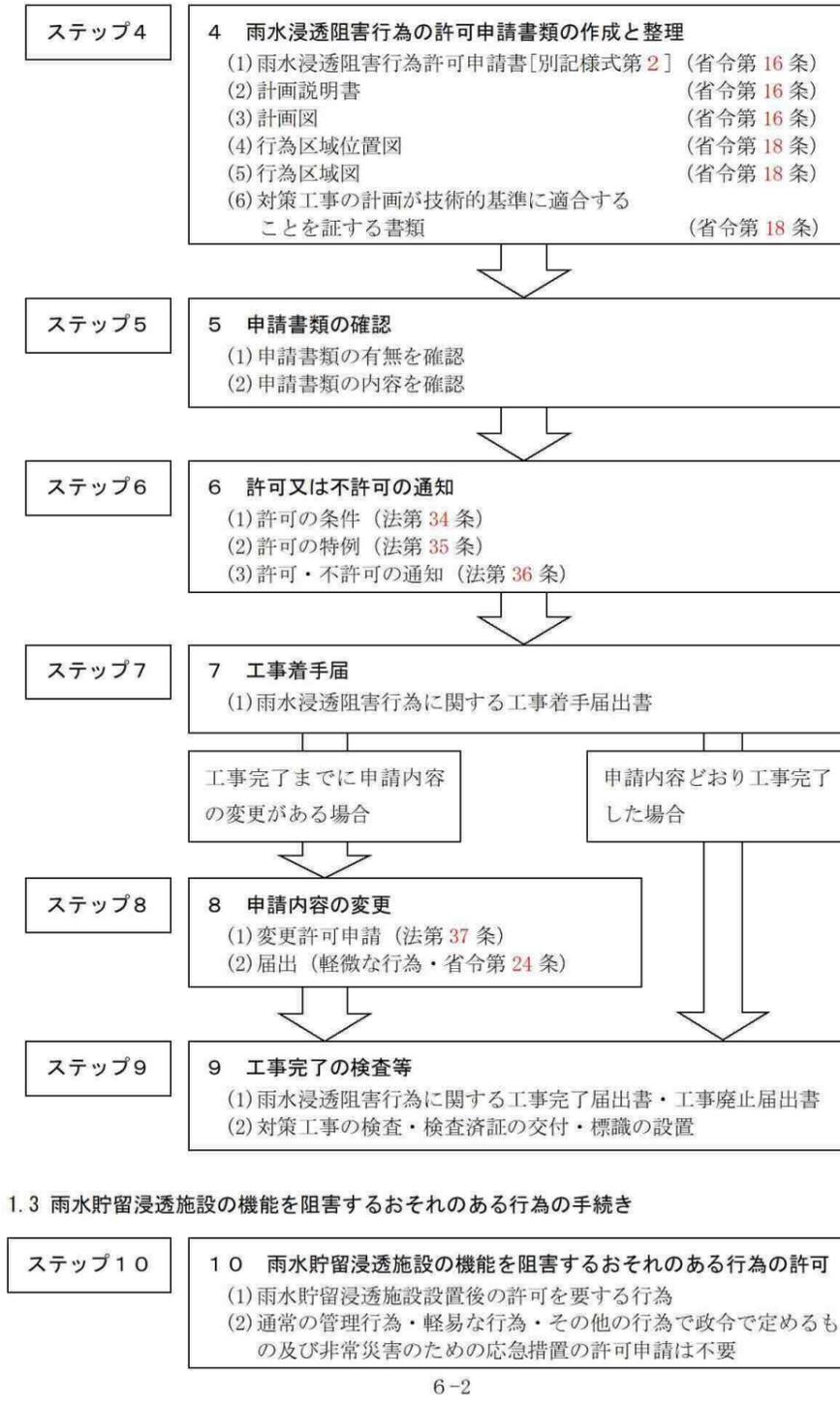
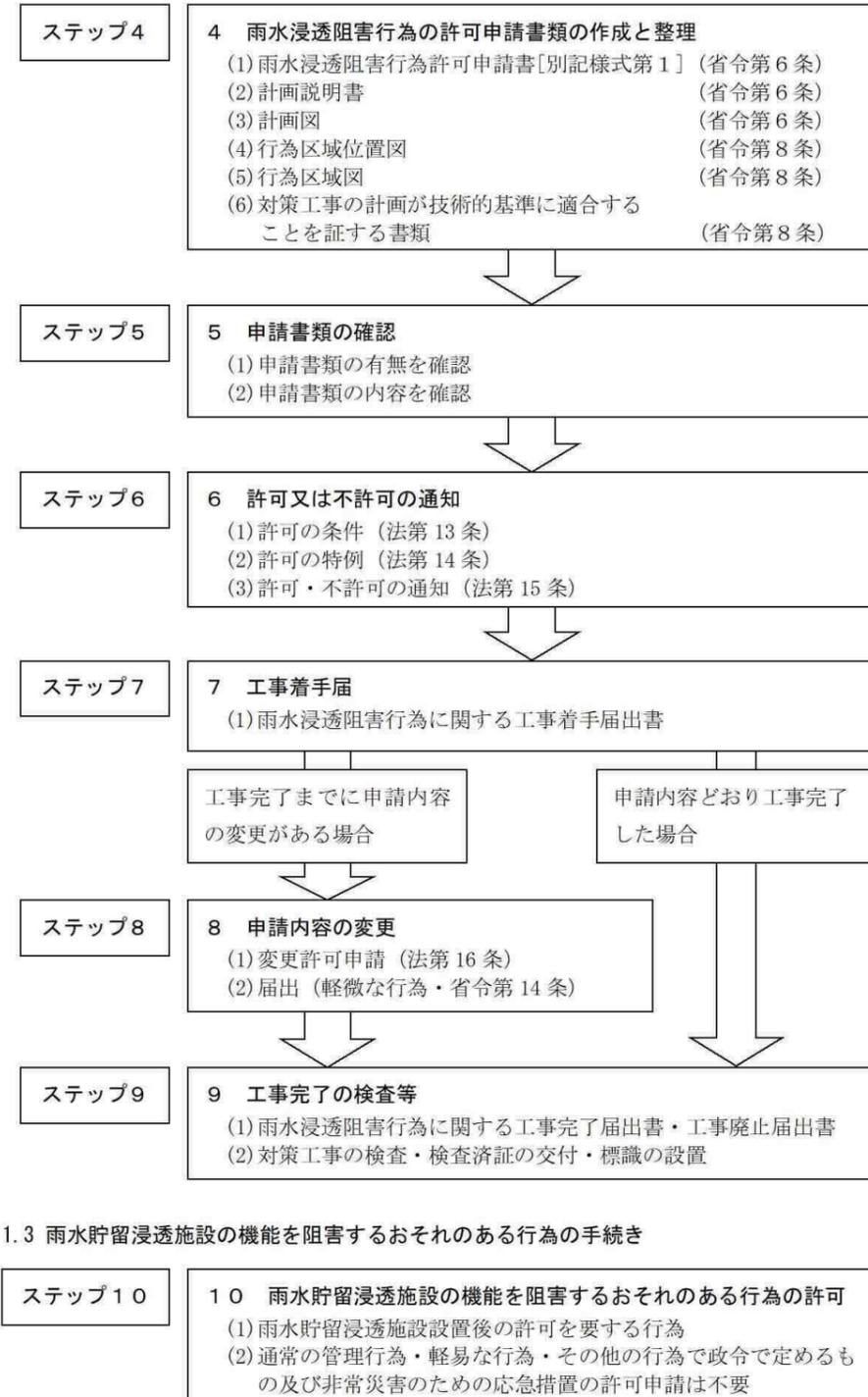
備考

第 6 章 許可申請の流れと申請書類

第 6 章 許可申請の流れと申請書類

1.2 許可申請から工事検査完了までの手続きフロー

1.2 許可申請から工事検査完了までの手続きフロー



法改正に伴う条番号の修正

技術指針（平成 30 年 4 月）

改訂（案）

備考

第 6 章 許可申請の流れと申請書類

第 6 章 許可申請の流れと申請書類

3 雨水浸透阻害行為の許可申請

3 雨水浸透阻害行為の許可申請

雨水浸透阻害行為の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を静岡市長に提出しなければならない。

(1) 雨水浸透阻害行為をする土地の区域（以下「行為区域」という。）の位置、区域及び規模

(2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画

(3) 雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行しようとする工事（以下「対策工事」という。）の計画

(4) その他国土交通省令で定める事項

前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

雨水浸透阻害行為の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を静岡市長に提出しなければならない。

(1) 雨水浸透阻害行為をする土地の区域（以下「行為区域」という。）の位置、区域及び規模

(2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画

(3) 雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行しようとする工事（以下「対策工事」という。）の計画

(4) その他国土交通省令で定める事項

前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

ステップ4 雨水浸透阻害行為の許可申請書類の作成と整理

ステップ4 雨水浸透阻害行為の許可申請書類の作成と整理

3.1 必要書類の確認

3.1 必要書類の確認

雨水浸透阻害行為の許可申請に必要な書類は下表のとおりである。また、「ダウンロード可」となっている書類については、以下のアドレスにより様式をダウンロードすることができる。

雨水浸透阻害行為の許可申請に必要な書類は下表のとおりである。また、「ダウンロード可」となっている書類については、以下のアドレスにより様式をダウンロードすることができる。

→ http://www.city.shizuoka.jp/000_005217.html

→ http://www.city.shizuoka.jp/000_005217_00002.html

表 6-2 雨水浸透阻害行為の許可申請に必要な書類

根拠法令	書類(図面)の名称	様式入手方法	備考
省令 第 6 条	雨水浸透阻害行為許可申請書(別記様式第 1)	ダウンロード可	
	計画説明書(様式第 1 号)	ダウンロード可	ステップ 4 で作成
	計画図	申請者にて作成	ステップ 3 で作成
	○現況地形図		ステップ 3 で作成
	○土地利用計画図		ステップ 4 で作成
○排水施設計画平面図	ステップ 4 で作成		
省令 第 8 条	○対策工事の位置図	ステップ 4 で作成	
	○対策工事の計画図	ステップ 4 で作成	
	・雨水貯留浸透施設の形状		
	・雨水貯留浸透施設構造の詳細		
	行為区域位置図	申請者にて作成	ステップ 3 で作成
	行為区域区域図	申請者にて作成	ステップ 3 で作成
省令 第 8 条	対策工事が技術基準に適合する書類	ダウンロード可	ステップ 3 で作成
	○土地利用別面積集計表(様式 A)		ステップ 4 で作成
	○雨水浸透阻害行為後の流出量(様式 B)		ステップ 4 で作成
	○雨水貯留浸透施設の規模(様式 C)		ステップ 4 で作成
	○調整池容量計算結果(様式 D)		ステップ 4 で作成
	○貯留浸透施設チェックシート(様式 E)		ステップ 4 で作成

表 6-2 雨水浸透阻害行為の許可申請に必要な書類

根拠法令	書類(図面)の名称	様式入手方法	備考
省令 第 16 条	雨水浸透阻害行為許可申請書(別記様式第 2)	ダウンロード可	
	計画説明書(様式第 1 号)	ダウンロード可	ステップ 4 で作成
	計画図	申請者にて作成	ステップ 3 で作成
	○現況地形図		ステップ 3 で作成
	○土地利用計画図		ステップ 4 で作成
○排水施設計画平面図	ステップ 4 で作成		
省令 第 18 条	○対策工事の位置図	ステップ 4 で作成	
	○対策工事の計画図	ステップ 4 で作成	
	・雨水貯留浸透施設の形状		
	・雨水貯留浸透施設構造の詳細		
	行為区域位置図	申請者にて作成	ステップ 3 で作成
	行為区域区域図	申請者にて作成	ステップ 3 で作成
省令 第 18 条	対策工事が技術基準に適合する書類	ダウンロード可	ステップ 3 で作成
	○土地利用別面積集計表(様式 A)		ステップ 4 で作成
	○雨水浸透阻害行為後の流出量(様式 B)		ステップ 4 で作成
	○雨水貯留浸透施設の規模(様式 C)		ステップ 4 で作成
	○調整池容量計算結果(様式 D)		ステップ 4 で作成
	○貯留浸透施設チェックシート(様式 E)		ステップ 4 で作成

リンク先の修正

技術指針（平成30年4月）

改訂（案）

備考

第6章 許可申請の流れと申請書類

第6章 許可申請の流れと申請書類

3.2 雨水浸透阻害行為許可申請書 別記様式第一（省令第6条）の作成

省令で定められた下表に必要な事項を記入する。
また、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の着手予定日及び完了予定日を記載する。
（省令第7条）

3.2 雨水浸透阻害行為許可申請書 別記様式第二（省令第16条）の作成

省令で定められた下表に必要な事項を記入する。
また、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の着手予定日及び完了予定日を記載する。
（省令第7条）

表 6-3 雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書

別記様式第一（省令第6条関係）

雨水浸透阻害行為 許可申請書
協議

第9条 特定都市河川浸水被害対策法 第14条 の規定により、雨水浸透阻害行為について 許可を申請します。
協 議 年 月 日 殿

住所 氏名 印 ※手数料欄

雨水浸透阻害行為等の概要	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
	5	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
	6	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
	7	対策工事の着手予定日	年 月 日
	8	対策工事の完了予定日	年 月 日
	9	その他必要な事項	

※受付番号 年 月 日 第 号

※許可に付した条件

※許可番号 年 月 日 第 号

備考 「許可申請」「第9条」「許可を申請協議」「第14条」「協議」については、該当するものを○で囲むこと。
2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
3 許可申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
4 ※印のある欄は記載しないこと。
5 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。）」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
6 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

表 6-3 雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書

別記様式第二（第16条関係）

雨水浸透阻害行為 許可申請書
協議

第30条 特定都市河川浸水被害対策法 第35条 の規定により、雨水浸透阻害行為について 許可を申請します。
協 議 年 月 日 殿

住所 氏名 印 ※手数料欄

【特定都市河川法施行規則】

雨水浸透阻害行為等の概要	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
	5	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
	6	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
	7	対策工事の着手予定日	年 月 日
	8	対策工事の完了予定日	年 月 日
	9	その他必要な事項	

※受付番号 年 月 日 第 号

※許可に付した条件

※許可番号 年 月 日 第 号

備考 「許可申請」「第30条」「許可を申請協議」「第35条」「協議」については、該当するものを○で囲むこと。
2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
3 ※印のある欄は記載しないこと。
4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。）」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
5 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

法改正に伴う条番号の修正

様式の変更

技術指針（平成30年4月）

改訂（案）

備考

第6章 許可申請の流れと申請書類

第6章 許可申請の流れと申請書類

3.3 計画説明書 様式第1号(省令第6条関係) の作成

3.3 計画説明書 様式第1号(省令第16条関係) の作成

計画説明書は下表に必要事項を記入し作成する。また、行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超える時は、当該超える区域を含む。以下同じ。）内の土地の現況及び土地利用計画を含めた雨水浸透阻害行為に係る工事計画を記載する。

計画説明書は下表に必要事項を記入し作成する。また、行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超える時は、当該超える区域を含む。以下同じ。）内の土地の現況及び土地利用計画を含めた雨水浸透阻害行為に係る工事計画を記載する。

表 6-4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画説明書（例示）

表 6-4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画説明書

様式第1号(省令第6条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書											
設計者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	印 電話										
雨水浸透阻害行為の区域 に含まれる地域の名称											
雨水浸透阻害行為に関する 工事及び対策工事の計画 の方針											
行為区域（対策工事に係る 雨水貯留浸透施設の集水区域が 行為区域の範囲を超えるときは、 当該超える区域を含む。）内の土地 の現況（㎡）	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野 その他	合計		
行為区域（対策工事に係る 雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲 を超えるときは、当該超える区域を含む。）内の土地 利用計画（㎡）	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野 その他	合計		
対策工事に係る雨水貯留 浸透施設の計画	行為前の流出係数				行為後の流出係数						
	行為前の流出雨量				行為後の流出雨量						
	雨水貯留浸透施設の計画										

【静岡市施行細則】

様式第1号(第16条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書											
設計者の住所及び氏名 (法人にあっては、その 主たる事務所の所在地、 名称及び代表者氏名)	電話										
雨水浸透阻害行為の区域 に含まれる地域の名称											
雨水浸透阻害行為に関する 工事及び対策工事の計画 の方針											
行為区域(対策工事に係る 雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の 範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。) 内の土地の現況(㎡)	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野 その他	合計		
行為区域(対策工事に係る 雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の 範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。) 内の土地利用計画(㎡)	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野 その他	合計		
対策工事に係る雨水貯留 浸透施設の計画	行為前の流出係数				行為後の流出係数						
	行為前の流出雨量				行為後の流出雨量						
	雨水貯留浸透施設の計画										

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 設計者の氏名(法人にあっては、その代表者氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

法改正に伴う条番号の修正

様式の変更

技術指針（平成 30 年 4 月）

改訂（案）

備考

第 6 章 許可申請の流れと申請書類

ステップ 5 申請書類の確認

雨水浸透阻害行為の許可申請に必要な書類の有無や内容について確認する。

3.6 許可申請に必要な書類の有無の確認

許可申請に必要な書類の有無を以下のチェックリストによって確認する。

表 6-9 申請書類の有無を確認するチェックリスト

申請必要書類	有無の確認		備考
	申請者	許可権者	
雨水浸透阻害行為許可申請書（別記様式第 1）			
計画説明書			
現況地形図			
土地利用計画図			
排水施設計画平面図			
対策工事の位置図			
対策工事の計画図			
行為区域位置図			
行為区域区域図			
様式 A 土地利用別面積集計表			
様式 B 雨水浸透阻害行為後の流出量			
様式 C 雨水貯留浸透施設の規模			
様式 D 調整池容量計算結果			
様式 E 貯留浸透施設チェックシート			

第 6 章 許可申請の流れと申請書類

ステップ 5 申請書類の確認

雨水浸透阻害行為の許可申請に必要な書類の有無や内容について確認する。

3.6 許可申請に必要な書類の有無の確認

許可申請に必要な書類の有無を以下のチェックリストによって確認する。

表 6-9 申請書類の有無を確認するチェックリスト

申請必要書類	有無の確認		備考
	申請者	許可権者	
雨水浸透阻害行為許可申請書（別記様式第 2）			
計画説明書			
現況地形図			
土地利用計画図			
排水施設計画平面図			
対策工事の位置図			
対策工事の計画図			
行為区域位置図			
行為区域区域図			
様式 A 土地利用別面積集計表			
様式 B 雨水浸透阻害行為後の流出量			
様式 C 雨水貯留浸透施設の規模			
様式 D 調整池容量計算結果			
様式 E 貯留浸透施設チェックシート			

様式番号の修正

技術指針（平成30年4月）

改訂（案）

備考

第6章 許可申請の流れと申請書類

第6章 許可申請の流れと申請書類

3.7 許可申請に必要な書類の内容確認

3.7 許可申請に必要な書類の内容確認

許可申請に必要な書類の内容を以下のチェックリストによって確認する。

許可申請に必要な書類の内容を以下のチェックリストによって確認する。

表 6-10 申請書類の内容を確認するチェックリスト（その1）

表 6-10 申請書類の内容を確認するチェックリスト（その1）

申請書類内容確認チェックリスト（その1）

確認内容	チェックポイント	確認欄 申請者 許可者
雨水浸透阻害行為 許可申請書（別記様式第1 第六条関係）		
「第9条」の場合は「許可申請」、「第14条」の場合は「協議」と正しく示されているか	正しく識別されていることを確認する	
申請日（日付）が記入されているか	申請日を確認する	
申請先（知事等）の記入が正しいか	申請先が正しいかを確認する	
申請者の住所、氏名、押印がなされているか	住所、氏名が記入され、押印がされているかを確認する	
「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が正しく記入されているか	行為区域位置図及び行為区域区域図と照合し確認する	
「雨水浸透阻害行為区域の面積」が正しく記入されているか	ア・ベ・シ等の合理的な方法で添付図の面積をはかり確認する	
「雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要」が正しく記入されているか	工事計画概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する	
「対策工事の計画の概要」が正しく記入されているか	対策工事概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する	
「雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する	
「雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する	
「対策工事の着手予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する	
「対策工事の完了予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する	
「その他必要な事項」が記入されている場合、協議資料が添付されているか	協議資料の添付を確認し、協議事項、許可予定日を確認する	
計画説明書		
申請者の住所、氏名、押印がなされているか	住所・氏名が記入され、押印がされているかを確認する	
「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が正しく記入されているか	行為区域位置図及び行為区域区域図と照合し確認する	
「雨水浸透阻害行為の内容」が正しく記入されているか	工事計画概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する	
「行為区域の面積」が正しく記入されているか	集水区域面積の値が記入されているかを確認する	
「基本方針」が正しく記入されているか	申請内容の考え方が簡潔で明確に記入されているかを確認する	
「行為区域内の土地の現況」が正しく記入されているか	現況地形図に記載されている値と合っているかを確認する	
「行為区域内の土地利用計画」が正しく記入されているか	土地利用計画図に記載されている値と合っているかを確認する	
「行為前(行為後)の流出係数」が正しく記入されているか	様式Aに記載されている値と合っているかを確認する	
「行為前(行為後)の流出雨量」が正しく記入されているか	様式Eに記載されている値と合っているかを確認する	
「雨水貯留浸透施設の計画」が正しく記入されているか	様式Eに記載されている値と合っているかを確認する	
現況地形図		
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する	
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	土地利用計画が明確に色分けされているかを確認する	
記載されている表が正しく記入されているか	図面上の情報と整合がとれているかを確認する	
添付されている写真により現地の土地利用状況が正しく判別できるか	写真方向や写真枚数が適正であるかを確認する	

確認内容	チェックポイント	確認欄 申請者 許可者
申請書類内容確認チェックリスト（その1）		
雨水浸透阻害行為 許可申請書（別記様式第1 第六条関係）		
「第30条」の場合は「許可申請」、「第35条」の場合は「協議」と正しく示されているか	正しく識別されていることを確認する	
申請日（日付）が記入されているか	申請日を確認する	
申請先（知事等）の記入が正しいか	申請先が正しいかを確認する	
申請者の住所、氏名がなされているか	住所、氏名が記入されているかを確認する	
「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が正しく記入されているか	行為区域位置図及び行為区域区域図と照合し確認する	
「雨水浸透阻害行為区域の面積」が正しく記入されているか	ア・ベ・シ等の合理的な方法で添付図の面積をはかり確認する	
「雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要」が正しく記入されているか	工事計画概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する	
「対策工事の計画の概要」が正しく記入されているか	対策工事概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する	
「雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する	
「雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する	
「対策工事の着手予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する	
「対策工事の完了予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する	
「その他必要な事項」が記入されている場合、協議資料が添付されているか	協議資料の添付を確認し、協議事項、許可予定日を確認する	
計画説明書		
申請者の住所、氏名が記入されているか	住所・氏名が記入されているかを確認する	
「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が正しく記入されているか	行為区域位置図及び行為区域区域図と照合し確認する	
「雨水浸透阻害行為の内容」が正しく記入されているか	工事計画概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する	
「行為区域の面積」が正しく記入されているか	集水区域面積の値が記入されているかを確認する	
「基本方針」が正しく記入されているか	申請内容の考え方が簡潔で明確に記入されているかを確認する	
「行為区域内の土地の現況」が正しく記入されているか	現況地形図に記載されている値と合っているかを確認する	
「行為区域内の土地利用計画」が正しく記入されているか	土地利用計画図に記載されている値と合っているかを確認する	
「行為前(行為後)の流出係数」が正しく記入されているか	様式Aに記載されている値と合っているかを確認する	
「行為前(行為後)の流出雨量」が正しく記入されているか	様式Eに記載されている値と合っているかを確認する	
「雨水貯留浸透施設の計画」が正しく記入されているか	様式Eに記載されている値と合っているかを確認する	
現況地形図		
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する	
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	土地利用計画が明確に色分けされているかを確認する	
記載されている表が正しく記入されているか	図面上の情報と整合がとれているかを確認する	
添付されている写真により現地の土地利用状況が正しく判別できるか	写真方向や写真枚数が適正であるかを確認する	

チェックリストの修正

技術指針（平成30年4月）

改訂（案）

備考

第6章 許可申請の流れと申請書類

第6章 許可申請の流れと申請書類

表6-11 申請書類の内容を確認するチェックリスト（その2）

表6-11 申請書類の内容を確認するチェックリスト（その2）

申請書類内容確認チェックリスト（その2）

申請書類内容確認チェックリスト（その2）

確認内容	チェックポイント	確認欄	
		申請者	許可者
土地利用計画図			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	土地利用計画が明確に色分けされているかを確認する エリア毎の土地利用形態と面積が記入されているかを確認する		
記載されている表が正しく記入されているか	図面上の情報と整合がとれているかを確認する		
排水施設計画平面図			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	排水施設の位置が明確に記入されているかを確認する 排水系統に問題がなく、明確に記入されているを確認する 吐口の位置が明確に記入されているかを確認する 放流先の名称が明確に記入されているかを確認する		
対策工事の計画図			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する 標識の設置位置が明記されているか		
雨水貯留浸透施設の形状が明記されているか	対策工事の平面図が明記されているかを確認する 対策工事の縦断面図が明記されているかを確認する 対策工事の横断面図が明記されているかを確認する 雨水浸透阻害行為面積の値が記入されているかを確認する 平面図に標識設置予定位置が明記されているかを確認する 対策工事の流入口の詳細が明記されているかを確認する 対策工事の放流口の詳細が明記されているかを確認する		
雨水貯留施設の構造の詳細が明記されているか	対策工事の流入口の詳細が明記されているかを確認する 対策工事の放流口の詳細が明記されているかを確認する		
行為区域位置図			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	工事位置が着色等により明確にされているかを確認する 道路名・河川名が記入されているかを確認する		
行為区域区域図			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	土地利用計画が明確にされているかを確認する 県境・市町村界が記入されているかを確認する		
対策工事が技術基準に適合する書類			
土地利用別面積集計表(様式A)が正しく作成されているか	エラーチェック欄にエラー項目が出ていないかを確認する 現況地形図に記載されている値と合っているかを確認する 土地利用計画図に記載されている値と合っているかを確認する		

確認内容	チェックポイント	確認欄	
		申請者	許可者
土地利用計画図			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	土地利用計画が明確に色分けされているかを確認する エリア毎の土地利用形態と面積が記入されているかを確認する 図面上の情報と整合がとれているかを確認する		
排水施設計画平面図			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	排水施設の位置が明確に記入されているかを確認する 排水系統に問題がなく、明確に記入されているを確認する 吐口の位置が明確に記入されているかを確認する 放流先の名称が明確に記入されているかを確認する		
対策工事の計画図			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する 対策工事の平面図が明記されているかを確認する 対策工事の縦断面図が明記されているかを確認する 対策工事の横断面図が明記されているかを確認する		
雨水貯留浸透施設の形状が明記されているか	雨水浸透阻害行為面積の値が記入されているかを確認する 平面図に標識設置予定位置が明記されているかを確認する 対策工事の流入口の詳細が明記されているかを確認する 対策工事の放流口の詳細が明記されているかを確認する		
雨水貯留施設の構造の詳細が明記されているか	対策工事の流入口の詳細が明記されているかを確認する 対策工事の放流口の詳細が明記されているかを確認する		
行為区域位置図			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	工事位置が着色等により明確にされているかを確認する 道路名・河川名が記入されているかを確認する		
行為区域区域図			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	土地利用計画が明確にされているかを確認する 県境・市町村界が記入されているかを確認する		
対策工事が技術基準に適合する書類			
土地利用別面積集計表(様式A)が正しく作成されているか	エラーチェック欄にエラー項目が出ていないかを確認する 現況地形図に記載されている値と合っているかを確認する 土地利用計画図に記載されている値と合っているかを確認する		

チェックリストの修正

技術指針（平成30年4月）

改訂（案）

備考

第6章 許可申請の流れと申請書類

第6章 許可申請の流れと申請書類

ステップ6 許可又は不許可の通知

ステップ6 許可又は不許可の通知

都道府県知事は、法第9条の許可の申請があったときは、法第15条に基づき遅滞なく許可又は不許可の処分をしなければならない。
許可又は不許可の処分は、文章をもって申請者に通知しなければならない。

都道府県知事等は、法第30条の許可の申請があったときは、法第36条に基づき遅滞なく許可又は不許可の処分をしなければならない。
許可又は不許可の処分は、文章をもって申請者に通知しなければならない。

3.9 許可又は不許可の通知

3.9 許可又は不許可の通知

許可申請がステップ5において適正であると判断された場合は、下図の許可書又は協議書により、申請者へ通知することとする。

許可申請がステップ5において適正であると判断された場合は、下図の許可書又は協議書により、申請者へ通知することとする。

B様式第2（法第15条関係）

令和 年 月 日

住所 氏名 様

静岡市長

雨水浸透阻害行為の許可申請について（許可）

平成 年 月 日付けの申請については、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第9条の規定によって、下記のとおり許可します。

記

- 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称
- 雨水浸透阻害行為区域の面積
- 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要
- 対策工事の計画の概要
- 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日
- 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日
- 対策工事の着手予定日
- 対策工事の完了予定日
- その他

担当 電話 内線

B様式第3（法第15条関係）

令和 年 月 日

国、地方公共団体名 殿

静岡市長

雨水浸透阻害行為の協議について（回答）

平成 年 月 日付けの申請については、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第14条の規定によって、下記のとおり許可します。

記

- 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称
- 雨水浸透阻害行為区域の面積
- 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要
- 対策工事の計画の概要
- 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日
- 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日
- 対策工事の着手予定日
- 対策工事の完了予定日
- その他

担当 電話 内線

図 6-16 許可書 B様式第2（法第15条関係）

図 6-17 協議書 B様式第3（法第15条関係）

【特定都市河川法第30条関係】

第 年 月 日

住所 氏名 様

納税市税 印
（建設課内課）

雨水浸透阻害行為の許可申請について（許可）

令和 年 月 日付けの申請については、特定都市河川浸水被害対策法第30条の規定によって、下記のとおり許可します。

記

- 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称
- 雨水浸透阻害行為区域の面積
- 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要
- 対策工事の計画の概要
- 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日
- 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日
- 対策工事の着手予定日
- 対策工事の完了予定日
- その他

担当 電話

図 6-16 許可書（法第30条関係）

【特定都市河川法第35条関係】

第 年 月 日

住所 氏名 様

納税市税 印
（建設課内課）

雨水浸透阻害行為の協議申請について（回答）

令和 年 月 日付けの申請については、特定都市河川浸水被害対策法第35条の規定によって、下記のとおり協議が成立したものと認められます。

記

- 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称
- 雨水浸透阻害行為区域の面積
- 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要
- 対策工事の計画の概要
- 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日
- 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日
- 対策工事の着手予定日
- 対策工事の完了予定日
- その他

担当 電話

図 6-17 協議書（法第35条関係）

法改正に伴う条番号の修正

様式の修正

技術指針（平成 30 年 4 月）

改訂（案）

備考

第 6 章 許可申請の流れと申請書類

第 6 章 許可申請の流れと申請書類

ステップ 7 工事着手届

ステップ 7 工事着手届

法第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を着手する
場合、工事着手届を提出しなければならない。

法第 30 条の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を着手する
場合、工事着手届を提出しなければならない。

法改正に伴う条番号の
修正

3.10 工事着手届

3.10 工事着手届

許可を受けた者について、対策工事を着手する場合は、工事着手届出書により静岡市長へ届け出なければならない。

許可を受けた者について、対策工事を着手する場合は、工事着手届出書により静岡市長へ届け
出なければならない。

また、着手届の提出があった場合には、許可を受けた者に対して以下の事項を説明するものとする。

また、着手届の提出があった場合には、許可を受けた者に対して以下の事項を説明するものとする。

1) 一般

1) 一般

雨水浸透阻害行為及び対策工事（貯留施設及び浸透施設の設置に係わる工事）における着手予定日又は完了予定日の変更に関し、その場合は「3.11 申請内容の変更」に基づく変更届出書による変更申請を行う。

雨水浸透阻害行為及び対策工事（貯留施設及び浸透施設の設置に係わる工事）における着手予定日又は完了予定日の変更に関し、その場合は「3.11 申請内容の変更」に基づく変更届出書による変更申請を行う。

それ以外の変更は、変更許可申請書を必要とする。
(法第 16 条)

それ以外の変更は、変更許可申請書を必要とする。
(法第 16 条)

2) 施工

2) 施工

(1) 位置等の変更

(1) 位置等の変更

施工の作業性・効率性を理由に、現場において無断で対策施設の位置等を変更してはならない。特に、以下の行為においても、調整池の計算容量・水位・放流量が変わるため、注意が必要である。

施工の作業性・効率性を理由に、現場において無断で対策施設の位置等を変更してはならない。特に、以下の行為においても、調整池の計算容量・水位・放流量が変わるため、注意が必要である。

- ①オリフィスの大きさ（径）の変更⇒小さくすることも不可
- ②オリフィス管底の位置（レベル）の変更
- ③表面調整池の場合の地盤レベルの変更
- ④建物周りで表面調整池を計画している場合における建物配置の変更
- ⑤集水区域の変更（例えば、直接放流区域面積の拡大、集水区域が物理的に分離される箇所（集水区域境界）の変更、或いは宅地分譲の場合の各区画の面積変更など）

- ①オリフィスの大きさ（径）の変更⇒小さくすることも不可
- ②オリフィス管底の位置（レベル）の変更
- ③表面調整池の場合の地盤レベルの変更
- ④建物周りで表面調整池を計画している場合における建物配置の変更
- ⑤集水区域の変更（例えば、直接放流区域面積の拡大、集水区域が物理的に分離される箇所（集水区域境界）の変更、或いは宅地分譲の場合の各区画の面積変更など）

(2) 出来形の管理

(2) 出来形の管理

貯留施設として駐車場等の地番面を切り下げて雨水を貯める表面調整池を計画している場合は、地盤面の仕上げ（出来形）が調整池の容量に影響するため出来形の精度管理が重要である。（完了検査において、調整池の容量不足が判明した場合、大規模な是正工事が必要となる可能性がある）

貯留施設として駐車場等の地番面を切り下げて雨水を貯める表面調整池を計画している場合は、地盤面の仕上げ（出来形）が調整池の容量に影響するため出来形の精度管理が重要である。（完了検査において、調整池の容量不足が判明した場合、大規模な是正工事が必要となる可能性がある）

(3) 地下埋設物の出来形管理

(3) 地下埋設物の出来形管理

地下埋設物の施工については、完了検査時に目視することができないため、施工段階写真と併せて出来形写真の撮影が必要である。（第 7 章に詳述）

地下埋設物の施工については、完了検査時に目視することができないため、施工段階写真と併せて出来形写真の撮影が必要である。（第 7 章に詳述）

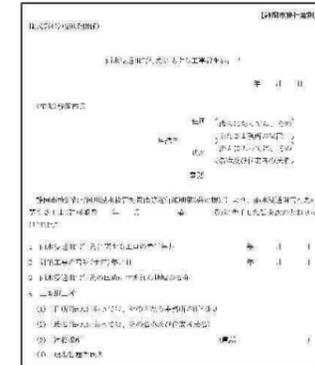
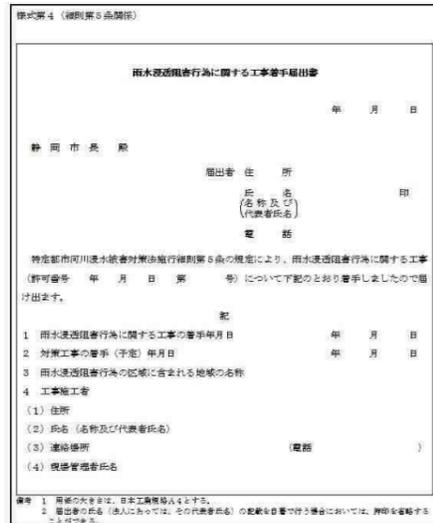


図 6-18 雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書 A様式第 4（細則第 5 条関係）

図 6-18 雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書 B様式第 4（細則第 5 条関係）

技術指針（平成 30 年 4 月）

改訂（案）

備考

第 6 章 許可申請の流れと申請書類

第 6 章 許可申請の流れと申請書類

ステップ 8 申請内容の変更

ステップ 8 申請内容の変更

法第 16 条に基づき法第 9 条の許可を受けた者は、雨水浸透阻害行為をする土地の区域(以下「行為区域」という)の位置、区域及び規模を変更しようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。
ただし、着手予定日及び完了予定日の変更の場合は、軽微な変更とみなし届け出となる。

法第 37 条に基づき法第 30 条の許可を受けた者は、雨水浸透阻害行為をする土地の区域(以下「行為区域」という)の位置、区域及び規模を変更しようとする場合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
ただし、着手予定日及び完了予定日の変更の場合は、軽微な変更とみなし届け出となる。

法改正に伴う条番号の修正

3.11 申請内容の変更

3.11 申請内容の変更

許可を受けた者について、行為区域の位置、区域、規模を変更する場合は、変更許可申請(協議)書により、静岡市長へ許可申請(協議)しなければならない。
また、工事の着手予定日又は完了予定日の変更のみの場合は、変更届出書により静岡市長へ届け出なければならない。

許可を受けた者について、行為区域の位置、区域、規模を変更する場合は、変更許可申請(協議)書により、静岡市長へ許可申請(協議)しなければならない。
また、工事の着手予定日又は完了予定日の変更のみの場合は、変更届出書により静岡市長へ届け出なければならない。

様式の修正

A様式第 2 (省令第 15 条関係)

A様式第 3 (省令第 15 条関係)

雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書

静岡市長 殿

住所
氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第 16 条第 4 項において適用する同法第 14 条の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更について 許可を申請 協議 します。

1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	平方メートル
2 雨水浸透阻害行為区域の面積	
3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
4 対策工事の計画の概要	
5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
7 対策工事の着手予定日	年 月 日
8 対策工事の完了予定日	年 月 日
9 その他必要な事項	

変更の理由

雨水浸透阻害行為の許可の許可番号 年 月 日 第 号

※変更の許可に付した条件

※変更の許可の許可番号 年 月 日 第 号

雨水浸透阻害行為変更届出書

静岡市長 殿

届出者 住所
氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第 10 条第 3 項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可の許可番号	年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	新 年 月 日 旧 年 月 日
雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	新 年 月 日 旧 年 月 日
対策工事の着手予定日	新 年 月 日 旧 年 月 日
対策工事の完了予定日	新 年 月 日 旧 年 月 日

変更の理由

その他必要な事項

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
2 許可申請書の氏名(法人にあっては、その代表者氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 ※印のある欄は、記載しないこと。
4 「雨水浸透阻害行為等の概要の変更に関する事項」の欄は、変更しようとする事項について変更後のものを記載すること。
5 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画の変更については、概要の記述の末尾に「計画の修正は、別添の計画説明書及び計画図による。」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別添とすること。
6 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
2 届出書の氏名(法人にあっては、その代表者氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

図 6-19 雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書 A様式第 2 (省令第 15 条関係)

図 6-20 雨水浸透阻害行為変更届出書 A様式第 3 (省令第 15 条関係)

雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書

静岡市長 殿

住所
氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第 16 条第 4 項において適用する同法第 14 条の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更について 許可を申請 協議 します。

1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	平方メートル
2 雨水浸透阻害行為区域の面積	
3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
4 対策工事の計画の概要	
5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
7 対策工事の着手予定日	年 月 日
8 対策工事の完了予定日	年 月 日
9 その他必要な事項	

変更の理由

雨水浸透阻害行為の許可の許可番号 年 月 日 第 号

※変更の許可に付した条件

※変更の許可の許可番号 年 月 日 第 号

図 6-19 雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書

雨水浸透阻害行為変更届出書

静岡市長 殿

届出者 住所
氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第 10 条第 3 項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可の許可番号	年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	新 年 月 日 旧 年 月 日
雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	新 年 月 日 旧 年 月 日
対策工事の着手予定日	新 年 月 日 旧 年 月 日
対策工事の完了予定日	新 年 月 日 旧 年 月 日

変更の理由

その他必要な事項

図 6-20 雨水浸透阻害行為変更届出書

技術指針（平成 30 年 4 月）

改訂（案）

備考

第 6 章 許可申請の流れと申請書類

第 6 章 許可申請の流れと申請書類

ステップ9 工事完了の検査等

ステップ9 工事完了の検査等

法第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を完了し、又は工事を廃止したときは国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

法第 30 条の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を完了し、又は工事を廃止したときは国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3.12 対策工事の完了（廃止）時の届出

3.12 対策工事の完了（廃止）時の届出

許可を受けた者について、対策工事が完了した場合は、図 6-21 の工事完了届出書により、静岡市長へ届け出なければならない。

許可を受けた者について、対策工事が完了した場合は、図 6-21 の工事完了届出書により、静岡市長へ届け出なければならない。

また、対策工事を廃止した場合は、図 6-22 であらわした工事廃止届出書により静岡市長へ届け出なければならない。

また、対策工事を廃止した場合は、図 6-22 であらわした工事廃止届出書により静岡市長へ届け出なければならない。

法改正に伴う条番号の修正

様式の修正

別記様式第二（第十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

××年 ○○月 △△日

静岡市長 ○○ ○○ 殿

届出者 住所 〒○○○-○○○
静岡県静岡市○○町
○○○株式会社
氏名 代表取締役社長 ○○○○ 印

特定都市河川治水対策法第 17 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 ××年○○月△△日
2 当該工事の完了年月日 ××年○○月△△日
3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名稱

※受付番号	年 月 日 第 号
※検査年月日	年 月 日
※検査結果	合 否
※検査済番号	年 月 日 第 号

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第三（第十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

年 月 日

届出者 住所 氏名 印

特定都市河川治水対策法第 17 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 雨水浸透阻害行為に関する工事の廃止年月日 年 月 日
2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名稱

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

図 6-21 工事完了届出書
別記様式第二（省令第 16 条関係）

図 6-22 工事廃止届出書
別記様式第三（省令第 16 条関係）

別記様式第一（第二十六号関係）

【特定都市河川法施行規則】

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

届出者 住所 氏名

特定都市河川治水対策法第 36 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 年 月 日
2 当該工事の完了年月日 年 月 日
3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名稱

※受付番号	年 月 日 第 号
※検査年月日	年 月 日
※検査結果	合 否
※検査済番号	年 月 日 第 号

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

図 6-21 工事完了届出書

別記様式第四（第二十六号関係）

【特定都市河川法施行規則】

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

年 月 日

届出者 住所 氏名

特定都市河川治水対策法第 36 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 雨水浸透阻害行為に関する工事の廃止年月日 年 月 日
2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名稱

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

図 6-22 工事廃止届出書

技術指針（平成 30 年 4 月）

改訂（案）

備考

第 6 章 許可申請の流れと申請書類

第 6 章 許可申請の流れと申請書類

3.13 対策工事の検査

静岡市長は、雨水浸透阻害行為に対する対策工事が完了した旨の届出があったときは、遅滞なく、当該工事が法第 11 条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

1) 雨水貯留浸透施設の検査

許可を受けた者は、許可権者が指定する検査シートと、対策工事の出来高図を作成し、検査を受けるものとする。

検査内容及び方法については、次章「雨水貯留浸透施設の施工・完了検査」を参照されたい。

2) 検査済証の交付

静岡市長は、雨水浸透阻害行為に関する工事が検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第 9 条の規定による雨水浸透阻害行為の許可の内容に適合していると認めた場合は、検査済証の交付を行う。

B様式第 4 (省令第 20 条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

様

静岡市長 印

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第 11 条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許可番号	年 月 日	第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
許可を受けた者の住所及び氏名又は名称		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

図 6-23 検査済証 B様式第 4 (省令第 20 条関係)

3.13 対策工事の検査

静岡市長は、雨水浸透阻害行為に対する対策工事が完了した旨の届出があったときは、遅滞なく、当該工事が法第 32 条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

1) 雨水貯留浸透施設の検査

許可を受けた者は、許可権者が指定する検査シートと、対策工事の出来高図を作成し、検査を受けるものとする。

検査内容及び方法については、次章「雨水貯留浸透施設の施工・完了検査」を参照されたい。

2) 検査済証の交付

静岡市長は、雨水浸透阻害行為に関する工事が検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第 30 条の規定による雨水浸透阻害行為の許可の内容に適合していると認めた場合は、検査済証の交付を行う。

【静岡市施行細則】

様式第 5 号 (第 10 条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

様

静岡市長 印

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、特定都市河川浸水被害対策法第 38 条第 2 項の規定による検査の結果、同法第 32 条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許可番号	年 月 日	第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
許可を受けた者の住所及び氏名 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)		

図 6-23 検査済証

法改正に伴う条番号の修正

法改正に伴う条番号の修正

様式の修正

技術指針（平成30年4月）

第6章 許可申請の流れと申請書類



図 6-24 標識の例示（400mm×600mm）



図 6-25 設置状況のイメージ（透水性舗装）

4) 雨水貯留浸透施設の存置・機能監視

静岡市長は、パトロールを実施することにより、雨水貯留浸透施設の存置・機能監視及び無許可工事の早期発見に努めることとする。

また、安全対策の指導として、行為後の対応については、災害の防止のため必要があると認められるときは、排水施設の設置、改造その他必要な措置をとることを勧告し、又は、必要があると認める場合には、排水施設の措置、改造その他災害発生を未然に防止するために必要な工事を行うことを命ずるものとする。

改訂（案）

第6章 許可申請の流れと申請書類



図 6-24 標識の例示（600mm×400mm）



図 6-25 設置状況のイメージ（透水性舗装）

4) 雨水貯留浸透施設の存置・機能監視

静岡市長は、パトロールを実施することにより、雨水貯留浸透施設の存置・機能監視及び無許可工事の早期発見に努めることとする。

また、安全対策の指導として、行為後の対応については、災害の防止のため必要があると認められるときは、排水施設の設置、改造その他必要な措置をとることを勧告し、又は、必要があると認める場合には、排水施設の措置、改造その他災害発生を未然に防止するために必要な工事を行うことを命ずるものとする。

備考

法改正に伴う条番号の修正

技術指針（平成 30 年 4 月）	改訂（案）	備考
<p style="text-align: center;">第 6 章 許可申請の流れと申請書類</p> <p>4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の手続き</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法第 11 条の国土交通省令で定める技術基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設について、次に掲げる行為を行う者は静岡市長の許可が必要である。但し、通常の管理行為その他の行為で政令で定めるもの、及び非常災害のため必要な応急処置として行う行為についてはこの限りではない。</p> <p>(1) 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て</p> <p>(2) 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築</p> <p>(3) 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除却（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為で政令で定めるもの</p> </div> <p>ステップ 10 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可</p> <p>4.1 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為と通常の管理行為その他の行為</p> <p>法第 9 条により設置した雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う場合は、雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請書（図 6-26 参照）を静岡市長に提出し許可を受ける必要がある。</p> <p>1) 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為（政令で定める行為）</p> <p>① 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為</p> <p>② 雨水貯留浸透施設を損傷する行為</p> <p>③ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為</p> <p>2) 通常の管理行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>① 雨水貯留浸透施設の維持管理のために行う行為</p> <p>② 仮設の建築物等の建築その他の雨水貯留浸透施設又はその敷地である土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該雨水貯留浸透施設の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。）</p> <p style="text-align: center;">6-30</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 許可申請の流れと申請書類</p> <p>4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の手続き</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法第 32 条の国土交通省令で定める技術基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設について、次に掲げる行為を行う者は静岡市長の許可が必要である。但し、通常の管理行為その他の行為で政令で定めるもの、及び非常災害のため必要な応急処置として行う行為についてはこの限りではない。</p> <p>(1) 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て</p> <p>(2) 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築</p> <p>(3) 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除却（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為で政令で定めるもの</p> </div> <p>ステップ 10 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可</p> <p>4.1 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為と通常の管理行為その他の行為</p> <p>法第 30 条により設置した雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う場合は、雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請書（図 6-26 参照）を静岡市長に提出し許可を受ける必要がある。</p> <p>1) 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為（政令で定める行為）</p> <p>① 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為</p> <p>② 雨水貯留浸透施設を損傷する行為</p> <p>③ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為</p> <p>2) 通常の管理行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>① 雨水貯留浸透施設の維持管理のために行う行為</p> <p>② 仮設の建築物等の建築その他の雨水貯留浸透施設又はその敷地である土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該雨水貯留浸透施設の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。）</p> <p style="text-align: center;">6-30</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">法改正に伴う条番号の修正</p> <p style="text-align: center;">法改正に伴う条番号の修正</p>

技術指針（平成 30 年 4 月）

改訂（案）

備考

第 6 章 許可申請の流れと申請書類

第 6 章 許可申請の流れと申請書類

様式の修正

別記様式第六（省令第十九条関係）

許可申請
雨水貯留浸透施設機能阻害行為
協議書

第 18 条 第 1 項
特定都市河川浸水被害対策法
第 18 条第 4 項において準用する同法第 14 条

※
手数料欄

規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について、
許可を申請
します。
協 議 年 月 日
殿

住所
氏名 印

雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1	雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号	
	2	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	
	3	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称	
	4	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要	
	5	雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	
	6	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為着手予定日	年 月 日
	7	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為完了予定日	年 月 日
	8	保全工事の着手予定日	年 月 日
	9	保全工事の完了予定日	年 月 日
	10	その他必要な事項	

※受付番号 年 月 日 第 号

※許可に付した条件

※許可番号 年 月 日 第 号

備考 1 「許可申請」「第 18 条 第 1 項」「許可を申請協議」、第 18 条第 4 項において準用する同法第 14 条、「協議」については、該当するものを○で囲むこと。
2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
3 許可申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
4 ※印のある欄は記載しないこと。
5 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）については、概要の記述の末尾に「（設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。）」と記載し、計画図を別葉とすること。
6 「その他必要な事項」の欄には、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

図 6-26 雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書
別記様式第六（省令第 19 条関係）

【特定都市河川法施行規則】

別記様式第六（第二十九条関係）

許可申請
雨水貯留浸透施設機能阻害行為
協議書

第 39 条 第 1 項
特定都市河川浸水被害対策法
第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条

※
手数料欄

規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について、
許可を申請
します。
協 議 年 月 日
殿

住所
氏名

雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1	雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号	
	2	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	
	3	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称	
	4	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要	
	5	雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	
	6	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為着手予定日	年 月 日
	7	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為完了予定日	年 月 日
	8	保全工事の着手予定日	年 月 日
	9	保全工事の完了予定日	年 月 日
	10	その他必要な事項	

※受付番号 年 月 日 第 号

※許可に付した条件

※許可番号 年 月 日 第 号

備考 1 「許可申請」「第 39 条 第 1 項」「許可を申請協議」、第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条、「協議」については、該当するものを○で囲むこと。
2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
3 ※印のある欄は記載しないこと。
4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）については、概要の記述の末尾に「（設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。）」と記載し、計画図を別葉とすること。
5 「その他必要な事項」の欄には、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

図 6-26 雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書

技術指針（平成 30 年 4 月）

改訂（案）

備考

第 6 章 許可申請の流れと申請書類

第 6 章 許可申請の流れと申請書類

4.2 許可申請時に必要となる図面（省令第 18 条）

許可申請に必要なとなる図面は下表のとおりである。なお、作成する際には、前述のステップ 3 及びステップ 4 を参照すること。

4.2 許可申請時に必要となる図面（省令第 39 条）

許可申請に必要なとなる図面は下表のとおりである。なお、作成する際には、前述のステップ 3 及びステップ 4 を参照すること。

表 6-14 許可申請時に必要となる図面

表 6-14 許可申請時に必要となる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
雨水貯留浸透施設の位置図	雨水貯留浸透施設の位置及び集水区域	2,500 分の 1 以上	
雨水貯留浸透施設の現況図	雨水貯留浸透施設の形状	2,500 分の 1 以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	雨水貯留浸透施設の構造の詳細	2,500 分の 1 以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の計画図	当該行為により設置される施設の形状	2,500 分の 1 以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	当該行為により設置される施設の構造の詳細	500 分の 1 以上	
保全工事の計画図	保全工事に係る施設の形状	2,500 分の 1 以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	保全工事に係る施設の構造の詳細	500 分の 1 以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。

ステップ 3 を参照

法 9 条にて作成済

ステップ 4 を参照

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
雨水貯留浸透施設の位置図	雨水貯留浸透施設の位置及び集水区域	2,500 分の 1 以上	
雨水貯留浸透施設の現況図	雨水貯留浸透施設の形状	2,500 分の 1 以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	雨水貯留浸透施設の構造の詳細	2,500 分の 1 以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の計画図	当該行為により設置される施設の形状	2,500 分の 1 以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	当該行為により設置される施設の構造の詳細	500 分の 1 以上	
保全工事の計画図	保全工事に係る施設の形状	2,500 分の 1 以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	保全工事に係る施設の構造の詳細	500 分の 1 以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。

ステップ 3 を参照

法 9 条にて作成済

ステップ 4 を参照

4.3 工事完了の検査等

対策工事完了に伴って行う検査については、ステップ 9 を参照し、同様に行うものとする。

4.3 工事完了の検査等

対策工事完了に伴って行う検査については、ステップ 9 を参照し、同様に行うものとする。

法改正に伴う条番号の修正

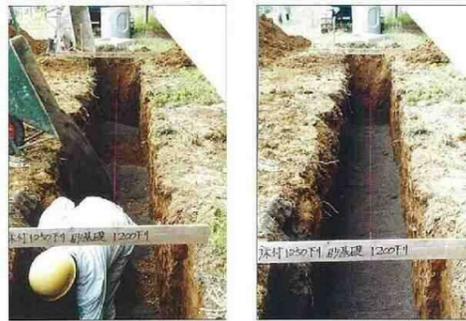
技術指針（平成 30 年 4 月）	改訂（案）	備考
<p style="text-align: center;">第 7 章 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査</p> <p>第 2 節 雨水浸透施設の施工</p> <p>1 一般事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>浸透施設の掘削、埋戻し、転圧などの施工にあたっては、事前調査、工法選択、工程計画、安全計画などに関する施工計画を立て、自然の地山の浸透能力を損なわないよう</p> </div> <p>【解説】 浸透施設の浸透能力は、設置場所の地山に依存する。したがって、浸透施設の施工にあたっては、地山のもつ浸透能力が損なわれないように十分配慮することが重要である。 これを踏まえ、施工計画の立案にあたっては下記の内容について検討する。</p> <p>1) 事前調査 事前調査では地下埋設物調査、地上支障物調査などで設置箇所の制約条件を把握するとともに、周辺の地表面状況や地形勾配および排水系統を調査する。また、浸透施設からの越流水の放流先が公共下水道などの場合は、本管や公共ますの高さと深さ及び寸法についての調査をしなければならない。</p> <p>2) 工法の選択 工法の選択にあたっては、施工性、経済性、安全性を考慮して効率的な工法を選択する。その際、用地の制約条件や施工規模により人力施工によるか機械施工も併用するかを検討する。 なお、崩壊性の地山の場合には土留め工の必要性を検討する。</p> <p>3) 工程計画 工程計画においては、1日あたりの作業量を適切に決定し、浸透面を保護するため掘削面を翌日まで放置することのないように注意する。また雨の多い時期を避け、降雨時は施工しないなどの配慮が必要である。</p> <p>4) 安全計画 施工中の災害を防止するため、安全計画を立てる。</p> <p style="text-align: center;">7-4</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査</p> <p>第 2 節 雨水浸透施設の施工</p> <p>1 一般事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>浸透施設の掘削、埋戻し、転圧などの施工にあたっては、事前調査、工法選択、工程計画、安全計画などに関する施工計画を立て、自然の地山の浸透能力を損なわないように配慮するものとする。</p> </div> <p>【解説】 浸透施設の浸透能力は、設置場所の地山に依存する。したがって、浸透施設の施工にあたっては、地山のもつ浸透能力が損なわれないように十分配慮することが重要である。 これを踏まえ、施工計画の立案にあたっては下記の内容について検討する。</p> <p>1) 事前調査 事前調査では地下埋設物調査、地上支障物調査などで設置箇所の制約条件を把握するとともに、周辺の地表面状況や地形勾配および排水系統を調査する。また、浸透施設からの越流水の放流先が公共下水道などの場合は、本管や公共ますの高さと深さ及び寸法についての調査をしなければならない。</p> <p>2) 工法の選択 工法の選択にあたっては、施工性、経済性、安全性を考慮して効率的な工法を選択する。その際、用地の制約条件や施工規模により人力施工によるか機械施工も併用するかを検討する。 なお、崩壊性の地山の場合には土留め工の必要性を検討する。</p> <p>3) 工程計画 工程計画においては、1日あたりの作業量を適切に決定し、浸透面を保護するため掘削面を翌日まで放置することのないように注意する。また雨の多い時期を避け、降雨時は施工しないなどの配慮が必要である。</p> <p>4) 安全計画 施工中の災害を防止するため、安全計画を立てる。</p> <p style="text-align: center;">7-4</p>	<p style="text-align: center;">文言の修正</p>

技術指針（平成30年4月）

第7章 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査

(2) 敷砂工

- ・掘削完了後は掘削底面を保護するため、直ちに砂を敷く。ただし、地盤が砂礫や砂の場合は省略しても良い。
- ・砂の敷均しは人力で行うこと。
- ・敷砂は足で軽く締め固める程度とし、タンバ等の機械での転圧を行わない。



(敷砂状況) (敷砂完了)

図 7-3 敷砂の実施状況（浸透トレンチ）

(3) 透水シート工（底面、側面）

- ・透水シートは土砂の砕石内への流入を防ぐとともに地面の陥没を防ぐため充填砕石の全面を巻き込むように敷設する。
- ・透水シートは掘削面よりやや大きめのものを使用し、シートの継ぎ目から土砂が侵入しないよう重ね合わせて使用する。
- ・透水シートは作業をし易くするため、掘削面に串等で固定する。



(浸透ます) (浸透トレンチ：透水質、プラスチック製品)



(空貯留浸透施設：プラスチック製品)

図 7-4 透水シートの敷設状況

7-6

改訂（案）

第7章 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査

(2) 敷砂工

- ・掘削完了後は掘削底面を保護するため、直ちに砂を敷く。ただし、地盤が砂礫や砂の場合は省略しても良い。
- ・砂の敷均しは人力で行うこと。
- ・敷砂は足で軽く締め固める程度とし、タンバ等の機械での転圧を行わない。



(敷砂状況) (敷砂完了)

図 7-3 敷砂の実施状況（浸透トレンチ）

(3) 透水シート工（底面、側面）

- ・透水シートは土砂の砕石内への流入を防ぐとともに地面の陥没を防ぐため充填砕石の全面を巻き込むように敷設する。
- ・透水シートは掘削面よりやや大きめのものを使用し、シートの継ぎ目から土砂が侵入しないよう重ね合わせて使用する。
- ・透水シートは作業をし易くするため、掘削面に串等で固定する。



(浸透ます) (浸透トレンチ：透水質、プラスチック製品)



(空貯留浸透施設：プラスチック製品)

図 7-4 透水シートの敷設状況

7-6

備考

誤挿入写真の削除

技術指針（平成 30 年 4 月）	改訂（案）	備考
<p style="text-align: center;">第 7 章 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査</p> <p>第 3 節 完了検査</p> <p>1 一般事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>雨水浸透阻害行為の対策工事（貯留施設及び浸透施設の設置に係る工事）が完了した場合は、遅滞なく、当該工事が法第 11 条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査を受け、検査済証の交付を受けなければならない。</p> </div> <p>【解説】 許可を受けた者は、許可権者が指定する検査シート（表 7-2 参照）と、対策工事の出来高図を作成し、検査を受けるものとする。 また、検査内容及び方法については、次の各項目について特に留意して検査することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 行為が行われた土地について、申請書の記載内容が土地と適合しているか。 ② 許可に基づく雨水浸透阻害行為に関する工事が申請書どおりに実施されているか。 ③ 施設の規模、構造の設計値について、実測値と一致しているかどうか。 （対策工事の設計図面に、下段に黒字で設計値、上段に赤字で実測値を記入された出来高図において確認する。） ④ 貯留施設において、オリフィス径、池の高さ、貯留容量等について申請どおりに実施されているか。 ⑤ 浸透施設において、施設の寸法と浸透機能について申請どおりに実施されているか。 （特に砕石空隙貯留タイプの施設は、貯留効果と同時に浸透効果も対策量としてカウントするため、その形状、砕石粒径、管理孔、流入状況等を確認する。） ⑥ 浸透施設において、地下に埋設される構造も多いため、施工段階毎の状況写真が添付されているか。 （写真は、撮影日入りを原則とし、工期・工事名・施工者・事業者等が確認できるよう工夫し撮影したものとする。） ⑦ 浸透施設において、浸透能力が現地で確認できるか。 （現地確認の方法は、目視で行うものとする。） <p style="text-align: center;">7-13</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査</p> <p>第 3 節 完了検査</p> <p>1 一般事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>雨水浸透阻害行為の対策工事（貯留施設及び浸透施設の設置に係る工事）が完了した場合は、遅滞なく、当該工事が法第 32 条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査を受け、検査済証の交付を受けなければならない。</p> </div> <p>【解説】 許可を受けた者は、許可権者が指定する検査シート（表 7-2 参照）と、対策工事の出来高図を作成し、検査を受けるものとする。 また、検査内容及び方法については、次の各項目について特に留意して検査することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 行為が行われた土地について、申請書の記載内容が土地と適合しているか。 ② 許可に基づく雨水浸透阻害行為に関する工事が申請書どおりに実施されているか。 ③ 施設の規模、構造の設計値について、実測値と一致しているかどうか。 （対策工事の設計図面に、下段に黒字で設計値、上段に赤字で実測値を記入された出来高図において確認する。） ④ 貯留施設において、オリフィス径、池の高さ、貯留容量等について申請どおりに実施されているか。 ⑤ 浸透施設において、施設の寸法と浸透機能について申請どおりに実施されているか。 （特に砕石空隙貯留タイプの施設は、貯留効果と同時に浸透効果も対策量としてカウントするため、その形状、砕石粒径、管理孔、流入状況等を確認する。） ⑥ 浸透施設において、地下に埋設される構造も多いため、施工段階毎の状況写真が添付されているか。 （写真は、撮影日入りを原則とし、工期・工事名・施工者・事業者等が確認できるよう工夫し撮影したものとする。） ⑦ 浸透施設において、浸透能力が現地で確認できるか。 （現地確認の方法は、目視で行うものとする。） <p style="text-align: center;">7-13</p>	<p style="text-align: center;">法改正に伴う条番号の修正</p>

技術指針（平成 30 年 4 月）	改訂（案）	備考
<p style="text-align: center;">第 7 章 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査</p> <p>1) 完了検査に必要な書類 完了検査には工事完了届出書（別記様式第二）と併せて以下の(1)～(6)に示す書類等が必要である。</p> <p>(1) 工事完了届出書 本技術指針の第 6 章に示す別記様式第二（ホームページからダウンロード可）に必要な事項を記入する。</p> <p>(2) 検査シート 許可を受けた者は、許可権者が指定する検査シートに以下の事項を記入する。 ①検査シートの緑色の項目について全て記入する。数値等は設計値とする。 ②検査シートの黄色の項目については、可能な範囲で記入する。 ③「規格値」は設計値の 1 割までとし、検査シートに示す値は、工事の出来形に関する目標値とする。 なお、検査シートの様式については、以下のアドレスにより様式をダウンロードすることができる。 → http://www.city.shizuoka.jp/000_005217.html</p> <p>(3) 出来形測定図 流出計算に関係する面積、容量、高さ（深さ）、延長、個数等が把握できる図面で以下の書類が必要となる。図面の作成方法については、後述する。 ①流出係数別（用途別）求積図 ②集水エリアの求積図 ③対策施設（貯留施設、浸透施設）の計画図</p> <p>(4) 出来形測定結果に基づく再検査の結果 区域内からの流出量が、許容放流量以内になっているかどうかを確認する必要があるため、(3)で作成した出来形測定図に基づき、再計算を行い、その結果を添付する。 ただし、明らかに許容放流量以内になることが分かる場合は不要とする。 なお、下記の数値が設計値と異なっている場合、調整池の計算容量・水位、放流量が変わるため、再計算が必要となる。 ①オリフィスの大きさ（径） ②オリフィス管底の位置（レベル） ③表面調整池の場合の地盤高 ④建物周りで表面調整池を計画している場合における建物配置 ⑤集水エリアの面積（例えば、直接放流区域面積の拡大、集水エリアが物理的に分離される箇所（分水嶺）の変更、或いは宅地分譲の場合各区画の面積変更など）</p> <p style="text-align: center;">7-16</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査</p> <p>1) 完了検査に必要な書類 完了検査には工事完了届出書（別記様式第三）と併せて以下の(1)～(6)に示す書類等が必要である。</p> <p>(1) 工事完了届出書 本技術指針の第 6 章に示す別記様式第三（ホームページからダウンロード可）に必要な事項を記入する。</p> <p>(2) 検査シート 許可を受けた者は、許可権者が指定する検査シートに以下の事項を記入する。 ①検査シートの緑色の項目について全て記入する。数値等は設計値とする。 ②検査シートの黄色の項目については、可能な範囲で記入する。 ③「規格値」は設計値の 1 割までとし、検査シートに示す値は、工事の出来形に関する目標値とする。 なお、検査シートの様式については、以下のアドレスにより様式をダウンロードすることができる。 → http://www.city.shizuoka.jp/000_005217_00002.html</p> <p>(3) 出来形測定図 流出計算に関係する面積、容量、高さ（深さ）、延長、個数等が把握できる図面で以下の書類が必要となる。図面の作成方法については、後述する。 ①流出係数別（用途別）求積図 ②集水エリアの求積図 ③対策施設（貯留施設、浸透施設）の計画図</p> <p>(4) 出来形測定結果に基づく再検査の結果 区域内からの流出量が、許容放流量以内になっているかどうかを確認する必要があるため、(3)で作成した出来形測定図に基づき、再計算を行い、その結果を添付する。 ただし、明らかに許容放流量以内になることが分かる場合は不要とする。 なお、下記の数値が設計値と異なっている場合、調整池の計算容量・水位、放流量が変わるため、再計算が必要となる。 ①オリフィスの大きさ（径） ②オリフィス管底の位置（レベル） ③表面調整池の場合の地盤高 ④建物周りで表面調整池を計画している場合における建物配置 ⑤集水エリアの面積（例えば、直接放流区域面積の拡大、集水エリアが物理的に分離される箇所（分水嶺）の変更、或いは宅地分譲の場合各区画の面積変更など）</p> <p style="text-align: center;">7-16</p>	<p style="text-align: center;">リンク先の修正</p>

技術指針（平成 30 年 4 月）	改訂（案）	備考
<p style="text-align: center;">第 9 章 保全調整池等について</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 保全調整池等について</p> <p>1 保全調整池の指定について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>静岡市長は、巴川流域に存する防災調整池の機能が、浸水被害の防止を図るために有用であると認めるときは、当該防災調整池を保全調整池として指定することができる。 なお、保全調整池の指定をするときは、当該保全調整池を公示する。</p> </div> <p>【解説】 宅地開発に伴い設置された防災調整池を保全調整池として指定しようとするときは、令第 13 条に規定する規模のほか、当該防災調整池が次に掲げる要件のすべてに該当するときに限って行うこと。</p> <p>①宅地開発等指導要綱に基づいて設置されたもの、又は宅地開発等指導要綱に基づかないものであっても地方公共団体の指導又は要請に基づいて設置されたもの。 ②浸水被害の防止の目的をもって人工的に設置されたもの。 ③防災調整池の敷地の所有者及び管理者が、洪水調節等を目的として設置されていると認識し、管理しているもの。 なお、保全調整池の指定は、特定都市河川等の指定時に一度に行う必要ない。</p> <p>1) 保全調整池の指定等 特定都市河川流域では、浸水被害の防止のため河川管理者等は流域水害対策計画を策定し対策を行うものであるが、その効果を減殺させないため、雨水浸透阻害行為の許可とあわせて、浸水被害の防止の目的を持った既存の防災調整池について、保全調整池として指定し雨水の一時的な貯留機能の保全をはかるものである。したがって保全調整池の指定には、必ずしも特定都市河川等の指定時に一度に行わなければならないものではないが、順次早期に指定を行うことが望ましい。 保全調整池の公示は、保全調整池を指定した旨、当該保全調整池の名称及び指定番号、当該保全調整池の敷地である土地の区域並びに当該保全調整池の容量を、広報に掲載して行う。</p> <p>2) 保全調整池として指定する防災調整池の規模 保全調整池は特定都市河川流域に存在する防災調整池のうち、令第 13 条で定める規模である 100 m³以上の容量を有し、静岡市長が当該保全調整池の雨水を一時的に貯留する機能が流域の浸水被害防止の観点から有用と認めるときに指定するものである。 なお、既存の防災調整池を対象とすることから、仮に池底が浸透構造となっていたとしてもその機能の確認が困難であると考えられることから、保全調整池の指定にあたっては、貯留容量のみを要件とし、浸透機能による調節容量は考慮しない。</p> <p style="text-align: center;">9-1</p>	<p style="text-align: center;">第 9 章 保全調整池等について</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 保全調整池等について</p> <p>1 保全調整池の指定について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>静岡市長は、巴川流域に存する防災調整池の機能が、浸水被害の防止を図るために有用であると認めるときは、当該防災調整池を保全調整池として指定することができる。 なお、保全調整池の指定をするときは、当該保全調整池を公示する。</p> </div> <p>【解説】 宅地開発に伴い設置された防災調整池を保全調整池として指定しようとするときは、令第 14 条に規定する規模のほか、当該防災調整池が次に掲げる要件のすべてに該当するときに限って行うこと。</p> <p>①宅地開発等指導要綱に基づいて設置されたもの、又は宅地開発等指導要綱に基づかないものであっても地方公共団体の指導又は要請に基づいて設置されたもの。 ②浸水被害の防止の目的をもって人工的に設置されたもの。 ③防災調整池の敷地の所有者及び管理者が、洪水調節等を目的として設置されていると認識し、管理しているもの。 なお、保全調整池の指定は、特定都市河川等の指定時に一度に行う必要ない。</p> <p>1) 保全調整池の指定等 特定都市河川流域では、浸水被害の防止のため河川管理者等は流域水害対策計画を策定し対策を行うものであるが、その効果を減殺させないため、雨水浸透阻害行為の許可とあわせて、浸水被害の防止の目的を持った既存の防災調整池について、保全調整池として指定し雨水の一時的な貯留機能の保全をはかるものである。したがって保全調整池の指定には、必ずしも特定都市河川等の指定時に一度に行わなければならないものではないが、順次早期に指定を行うことが望ましい。 保全調整池の公示は、保全調整池を指定した旨、当該保全調整池の名称及び指定番号、当該保全調整池の敷地である土地の区域並びに当該保全調整池の容量を、広報に掲載して行う。</p> <p>2) 保全調整池として指定する防災調整池の規模 保全調整池は特定都市河川流域に存在する防災調整池のうち、令第 14 条で定める規模である 100 m³以上の容量を有し、静岡市長が当該保全調整池の雨水を一時的に貯留する機能が流域の浸水被害防止の観点から有用と認めるときに指定するものである。 なお、既存の防災調整池を対象とすることから、仮に池底が浸透構造となっていたとしてもその機能の確認が困難であると考えられることから、保全調整池の指定にあたっては、貯留容量のみを要件とし、浸透機能による調節容量は考慮しない。</p> <p style="text-align: center;">9-1</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">法改正に伴う条番号の修正</p>

技術指針（平成 30 年 4 月）

改訂（案）

備考

第9章 保全調整池等について

2 標識の設置

静岡市長は、保全調整池を指定したときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等に、保全調整池が存在する旨を表示した標識を設けなければならない。

(1) 保全調整池の敷地である土地

(2) 建築物等に保全調整池が設置されている場合にあつては、当該建築物又はその敷地である土地

【解説】

保全調整池の指定に当たって静岡市長が設置する標識は、規則第23条第1項に規定する下記の①～⑤の事項に加え、当該保全調整池が特定都市河川流域の特定都市河川、特定都市下水道又は地先の水路等の浸水被害の防止に寄与していることを流域内住民等及び保全調整池所有者等に対して周知させる説明文の記載や構造図の表示をおこなうなど分かりやすいものとするのが望ましい。

- ①保全調整池の名称及び指定番号
- ②保全調整池の容量及び構造の概要
- ③保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為を使用とするものは静岡市長に届け出なければならない旨
- ④保全調整池の管理者及びその連絡先
- ⑤表紙の設置者及びその連絡先

1) 標識設置の簡略化について

設置する標識は、大きさは600mm×400mm(図6-25参照)、設置方法はコンクリート基礎式を原則とするが、現地状況により、困難と判断された場合は、大きさは450mm×300mm、設置方法はプレート式にそれぞれ変更することができる。



図 9-1 標識の例示 (400mm×600mm)

第9章 保全調整池等について

2 標識の設置

静岡市長は、保全調整池を指定したときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等に、保全調整池が存在する旨を表示した標識を設けなければならない。

(1) 保全調整池の敷地である土地

(2) 建築物等に保全調整池が設置されている場合にあつては、当該建築物又はその敷地である土地

【解説】

保全調整池の指定に当たって静岡市長が設置する標識は、規則第23条第1項に規定する下記の①～⑤の事項に加え、当該保全調整池が特定都市河川流域の特定都市河川、特定都市下水道又は地先の水路等の浸水被害の防止に寄与していることを流域内住民等及び保全調整池所有者等に対して周知させる説明文の記載や構造図の表示をおこなうなど分かりやすいものとするのが望ましい。

- ①保全調整池の名称及び指定番号
- ②保全調整池の容量及び構造の概要
- ③保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為を使用とするものは静岡市長に届け出なければならない旨
- ④保全調整池の管理者及びその連絡先
- ⑤表紙の設置者及びその連絡先

1) 標識設置の簡略化について

設置する標識は、大きさは600mm×400mm(図6-25参照)、設置方法はコンクリート基礎式を原則とするが、現地状況により、困難と判断された場合は、大きさは450mm×300mm、設置方法はプレート式にそれぞれ変更することができる。



図 9-1 標識の例示 (600mm×400mm)

法改正に伴う条番号の修正

技術指針（平成 30 年 4 月）	改訂（案）	備考
<p>平成 21 年 3 月 初版 平成 25 年 4 月 第 1 回改訂 平成 30 年 4 月 第 2 回改訂</p> <hr/> <p>事務局／静岡市建設局土木部河川課 計画係 : TEL 054-221-1087 巴川総合治水対策室 : TEL 054-221-1131</p>	<p>平成 21 年 3 月 初版 平成 25 年 4 月 第 1 回改訂 平成 30 年 4 月 第 2 回改訂 令和 4 年 4 月 第 3 回改訂</p> <hr/> <p>事務局／静岡市建設局土木部河川課 計画係 : TEL 054-221-1087 巴川総合治水対策室 : TEL 054-221-1131</p>	